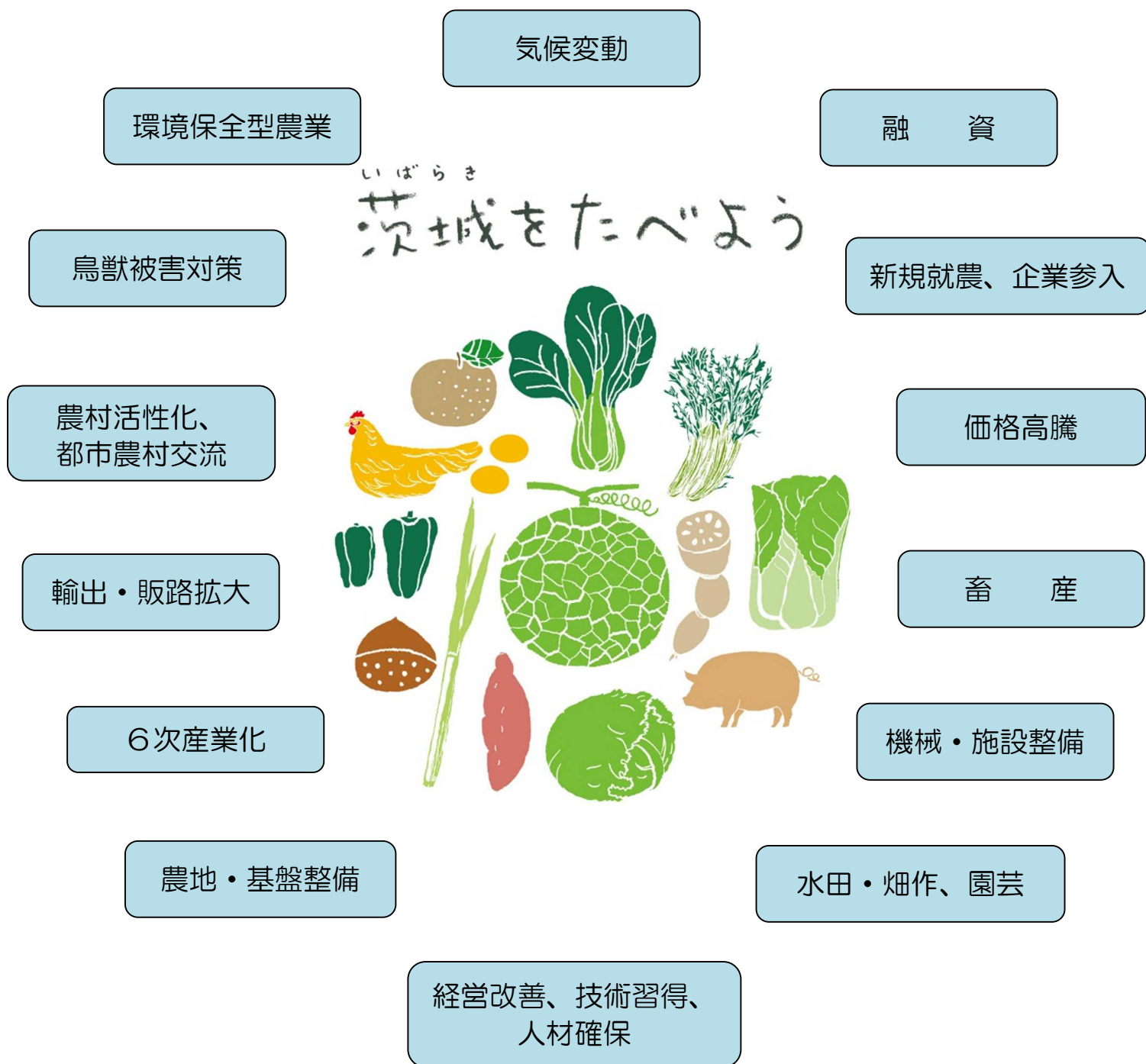


令和8年度農業者等 支援施策活用ガイドブック



ご利用者の皆様へ

1 はじめに

本ガイドブックは、令和8年度に茨城県が儲かる農業の実現に向け、農業者や農業団体、新規就農をお考えの方などを対象として、取り組む融資や補助事業などの各種支援事業を紹介したものです。

茨城で農業を営む皆様の経営改善や、茨城で農業を始めたいとお考えの皆様の役に立つよう取りまとめましたので、ご活用ください。

2 凡例

気候変動	…気候変動に対応する施設整備や技術導入に対する支援
価格高騰	…飼料・肥料の自給化や農産物の価格転嫁に対する支援
水田・畑作、園芸	…水田・畑作、園芸に対する支援
畜産	…畜産業に対する支援
機械・施設整備	…農業用機械・設備の購入や整備などに対する支援
融資	…融資による支援
農地・基盤整備	…農業基盤などの整備・保全に対する支援
新規就農、企業参入	…担い手確保や新規就農、企業参入などに対する支援
経営改善、技術習得、人材確保	…農業経営や技術習得に対する支援
6次産業化	…6次産業化に対する支援
輸出・販路拡大	…農産物等の販売や輸出などに対する支援
農村活性化、都市農村交流	…農村の活性化や都市農村交流に対する支援
鳥獣被害対策	…鳥獣被害対策に対する支援
環境保全型農業	…農業環境の保全に対する支援

3 注意点

- ・補助要件は取組内容によって異なります。詳細は問合せ先にご確認ください。
- ・掲載内容は令和8年7月時点の情報でまとめており、年度途中で変更される場合や募集期間外の場合もあるため、最新の情報は問合せ先にご確認ください。

分類別事業一覧

分類	目的	事業名	主な対象者							ページ
			農業者	新規就農者	農業者組織	農協・協議会・公社等	地方公共団体	民間団体等	その他	
気候変動	施設での園芸品目の高温対策に取り組みたい	園芸産地高温対策事業	○	○	○					1
	環境にやさしい栽培技術又は気候変動適応対策と省力化技術に取り組みたい	茨城県グリーンな栽培体系加速化事業				○				2
	ハウスの補強や防風ネットを設置して災害に備えたい	農業用ハウス強靱化緊急対策事業 (国：園芸産地における事業継続強化対策)	○	○	○	○	○			3
	暑熱環境下でも家畜が快適に過ごせる環境づくりがしたい	畜舎暑熱対策支援事業	○	○						4
価格高騰	施設園芸等で燃料価格高騰に対する支援を受けたい	施設園芸等燃料価格高騰対策			○	○		○		5
	国産飼料の利用を拡大したい	飼料国内自給化緊急対策事業	○		○	○		○		6
	国産飼料を増産し、利用を拡大したい	国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業	○	○	○	○		○		7
	良質な飼料を生産したい	飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業	○		○	○	○			8
	良質な堆肥を地域で利用したい	畜産堆肥循環型農業団地形成モデル事業	○		○					9
水田・畑作、園芸	施設園芸等で燃料価格高騰に対する支援を受けたい	施設園芸等燃料価格高騰対策〔再掲〕			○	○		○		5
	団地化を通じた麦産地の生産体制を強化したい	茨城県麦類生産技術向上事業			○	○	○			10
	持続可能な地酒づくりに向け、酒造好適米の生産振興を図りたい	いばらきの酒米生産振興緊急支援事業	○	○						11
	新たに米のブランド化に取り組みたい	いばらきの米トッランナー産地拡大事業	○		○					12
	国内外の需要に対応するため枝物の生産体制を強化したい	いばらきの枝物トッランナー産地拡大事業	○	○	○					13
	果樹園の新植・改植をしたい	果樹経営支援対策事業、果樹先導的取組支援事業、果樹未収益期間支援事業	○	○					○	14
	花きの生産、流通、需要の拡大に係る課題を一体的に解決したい	ジャパンフラワー強化プロジェクト推進事業			○			○	○	15
	老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を進めたい	いばらき共同利用施設再編集約・合理化支援事業			○	○	○	○	○	16
	有機農業による付加価値向上に取り組みたい	いばらき有機農業トッランナー事業	○	○	○	○	○	○	○	17
	みどりの食料システムに向けて環境にやさしい取組を進めたい	みどりの食料システム戦略推進事業	○	○	○	○	○			20
	施設での園芸品目の高温対策に取り組みたい	園芸産地高温対策事業〔再掲〕	○	○	○					1
	環境にやさしい栽培技術又は気候変動適応対策と省力化技術に取り組みたい	茨城県グリーンな栽培体系加速化事業〔再掲〕				○				2
	良質な堆肥を地域で利用したい	畜産堆肥循環型農業団地形成モデル事業〔再掲〕	○		○					9

分類	目的	事業名	主な対象者							ページ
			農業者	新規就農者	農業者組織	農協・協議会・公社等	地方公共団体	民間団体等	その他	
畜産	暑熱環境下でも家畜が快適に過ごせる環境づくりがしたい	畜舎暑熱対策支援事業〔再掲〕	○	○						4
	地域の農畜産関係者全体で収益性を向上させたい (施設整備)	畜産競争力強化対策整備事業	○			○		○	○	21
	地域の農畜産関係者全体で収益性を向上させたい (機械導入)	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (機械導入事業)	○	○		○		○		22
	国産飼料の利用を拡大したい	飼料国内自給化緊急対策事業〔再掲〕	○		○	○		○		6
	国産飼料を増産し、利用を拡大したい	国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業〔再掲〕	○	○	○	○		○		7
	良質な飼料を生産したい	飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業 〔再掲〕	○		○	○	○			8
	国産飼料の安定供給を図りたい	飼料調蓄・増産流通合理化事業			○	○		○		23
	畜産経営に必要な設備を低利のリース方式で導入したい①	畜産関係施設リース事業 (公共財団法人畜産近代化リース協会事業)	○	○						24
	畜産経営に必要な設備を低利のリース方式で導入したい②	畜産高度化支援リース事業(ALIC事業)	○	○						25
	農場の防疫対策(防鳥ネット、消毒機器の整備など)に取り組みたい	農場防疫対策支援事業			○	○	○	○	○	26
	家畜排せつ物を堆肥化したい、良質な家畜ふん堆肥等を流通・利用したい	良質堆肥広域流通促進事業	○		○				○	27
	堆肥の生産・流通促進や高度な畜産環境対策をしたい	畜産環境対策総合支援事業	○	○		○		○		28
	家畜排せつ物処理施設(堆肥舎等)を補修したい	堆肥舎等長寿命化推進事業(ALIC事業)	○	○	○					29
	配合飼料購入価格高騰の影響を緩和したい	畜産経営安定対策等(配合飼料価格安定制度)	○	○	○	○		○		30
	高能力な肉用繁殖雌牛を保留したい・受精卵で肉用子牛を生産したい	高品質常陸牛生産対策事業	○		○	○				31
	肉用繁殖雌牛を更新したい	優良繁殖雌牛更新加速化事業(肉用牛)	○		○	○				32
	肉用繁殖雌牛の簡易牛舎等の施設を整備したい	肉用牛経営安定対策補完事業 (肉用牛生産基盤強化対策)				○			○	33
	肉用牛経営の安定を図りたい	肉用牛経営安定対策事業(ALIC事業)	○	○						34
	繁殖和牛経営を学びたい	新規繁殖和牛経営入門講座	○	○						35
	乳用雌牛を導入したい	家畜生産性向上対策事業 (乳用雌牛導入支援分)	○	○						36
	持続的な酪農経営のために強健な乳用牛を生産したい	乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業			○	○				37
	酪農や肉用牛生産における労働負担軽減・省力化を図りたい	1 畜産ICT事業 2 酪農経営支援総合対策事業(楽酪GO事業) (ALIC事業)				○				38
	酪農向け乳用種子牛の損耗防止・後継者への支援をしたい	酪農経営支援総合対策事業(ALIC事業)			○				○	39
	県で造成した系統豚を導入したい	銘柄畜産物ブランド化支援事業 (県産銘柄豚支援対策(高品質化支援))	○	○						40
	肥育豚経営の安定を図りたい	肉豚経営安定交付金制度(ALIC事業)	○	○						41
	採卵養鶏経営の安定を図りたい	鶏卵生産者経営安定対策事業 (一般社団法人 日本養鶏協会)	○	○	○	○		○		42
	長期・低利な融資に借り換えたい	畜産リノバ資金・酪肉支援資金	○							43

分類	目的	事業名	主な対象者							ページ
			農業者	新規就農者	農業者組織	農協・協議会・公社等	地方公共団体	民間団体等	その他	
機械・施設整備	儲かる農業を実現するための機械・施設等を導入したい	儲かる産地支援事業	○		○	○		○		44
	国内外の需要に対応するため枝物の生産体制を強化したい	いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業〔再掲〕	○	○	○					13
	効率的、高収益な生産出荷体制を整備したい	いばらきの産地パワーアップ支援事業収益性向上対策	○	○	○			○		46
	生産から流通までの取組に必要な大規模共同利用施設を整備したい	いばらきの強い農業づくり総合支援事業			○	○	○	○		47
	農業支援サービス（農作業受委託等）に必要な機械等を整備したい	いばらきの農業支援サービス事業緊急拡大支援対策	○	○	○	○	○	○	○	48
	6次産業化に取り組むために商品開発や施設整備を行いたい	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出推進支援事業、地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型））	○	○	○	○	○	○		49
	老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を進めたい	いばらき共同利用施設再編集約・合理化支援事業〔再掲〕			○	○	○	○	○	16
	有機農業による付加価値向上に取り組みたい	いばらき有機農業トップランナー事業〔再掲〕	○	○	○	○	○	○	○	17
	みどりの食料システムに向けて環境にやさしい取組を進めたい	みどりの食料システム戦略推進事業〔再掲〕	○	○	○	○	○			20
	施設での園芸品目の高温対策に取り組みたい	園芸産地高温対策事業〔再掲〕	○	○	○					1
	環境にやさしい栽培技術又は気候変動適応対策と省力化技術に取り組みたい	茨城県グリーンな栽培体系加速化事業〔再掲〕				○				2
	ハウスの補強や防風ネットを設置して災害に備えたい	農業用ハウス強化緊急対策事業〔再掲〕 （国：園芸産地における事業継続強化対策）	○	○	○	○	○			3
	再生可能エネルギー利用にモデル的に取り組みたい	地域循環型エネルギーシステム構築事業				○	○	○		50
	農業用機械・施設を整備したい	経営体育成支援事業（農地利用効率化等支援事業・地域農業構造転換支援事業）	○	○	○	○				52
	農場の防疫対策（防鳥ネット、消毒機器の整備など）に取り組みたい	農場防疫対策支援事業〔再掲〕			○	○	○	○	○	26
	輸出先国の規制に対応した食品加工施設を整備したい	茨城県食品産業の輸向けHACCP等対応施設整備事業	○		○	○	○	○	○	53
融資	農業制度資金を利用したい（主な資金）	農業近代化資金利子補給金 等	○	○	○	○	○	○	○	54
	農業制度資金を利用したい（認定農業者向け優遇資金）	農業経営基盤強化資金利子助成金 等	○							55
	長期・低利な融資に借り換えたい	畜産リノベ資金・酪肉支援資金〔再掲〕	○							43

分類	目的	事業名	主な対象者							ページ
			農業者	新規就農者	農業者組織	農協・協議会・公社等	地方公共団体	民間団体等	その他	
農地・基盤整備	遊休農地を解消して営農をしたい	遊休農地解消対策事業	○	○	○	○				56
	農地を貸出したい（農地を貸す方等への支援）	農地集積総合支援事業（農地集約化促進事業（旧機構集積協力金交付事業））	○	○	○	○		○	○	57
	農地の耕作条件の改善や農業用排水施設の長寿命化を図りたい	耕作条件改善事業			○	○	○			58
	畦畔除去等の簡易な整備により農地の大区画化を図りたい	大区画化加速化支援事業	○		○	○	○			59
	地域共同で農地・農業用水や地域環境を守りたい	多面的機能支払交付金	○	○	○					60
	農村の生活環境を改善したい	農業集落排水施設接続支援事業（森林湖沼環境税活用）					○			61
	畑地かんがいを活用した営農をしたい	畑地かんがい営農確立普及事業			○	○	○			62
	水田を畑地化して、稲作営農から野菜などの高収益作物営農へ転換したい	水田畑地化推進事業			○	○	○		○	63
	生産条件が不利な地域での営農を支援したい	中山間地域農業基盤整備促進事業			○	○	○		○	64
	水田や畑を整備したい、古くなった土地改良施設を直したい	県単土地改良事業			○	○	○			65
新規就農、企業参入	農業に関する先進的な知識や技術を学びたい	いばらぎ農業アカデミー事業	○	○						66
	新規就農に関する相談をしたい	新規就農相談センター事業	○	○					○	68
	新たに農業を始めたい・地域に新規就農者を呼び込みたい	新規就農総合支援事業（就農準備資金、経営開始資金、経営発展支援事業、新規就農者誘致環境整備事業、新規就農者チャレンジ事業）		○		○	○	○	○	69
	農業経営に関する相談をしたい	農業参入等支援センター事業	○	○	○	○		○	○	72
	新たに雇用した従業員を対象に農業技術等についての研修をしたい	雇用就農資金	○					○	○	73
	商工業を営んでいるが農業にも参入するので融資を利用したい	茨城県農業ビジネス保証制度						○		75
	繁殖和牛経営を学びたい	新規繁殖和牛経営入門講座〔再掲〕	○	○						35
経営改善、技術習得、人材確保	農業に関する先進的な知識や技術を学びたい	いばらぎ農業アカデミー事業〔再掲〕	○	○						66
	地域資源の活用による付加価値創出を通じて経営改善を図りたい	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業）（相談窓口）	○	○	○	○		○	○	76
	GAP認証の取組に係る支援を受けたい	茨城県GAP推進事業（GAP認証取得支援アドバイザーの派遣）	○	○	○					77
	農業経営に関する相談をしたい	農業参入等支援センター事業〔再掲〕	○	○	○	○		○	○	72
	外国人材が農業に必要な資格を習得することを支援したい	農業労働力確保総合支援対策事業（茨城県外国人農業労働力確保支援事業費補助金）	○					○	○	78
	農福連携に取り組んでみたい	農福連携推進事業	○	○	○	○				79
	長期・低利な融資に借り換えたい	畜産リノベ資金・酪肉支援資金〔再掲〕	○							43

分類	目的	事業名	主な対象者							ページ
			農業者	新規就農者	農業者組織	農協・協議会・公社等	地方公共団体	民間団体等	その他	
6次産業化	6次産業化に取り組むために商品開発や施設整備を行いたい	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出推進支援事業、地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型））〔再掲〕	○	○	○	○	○	○		49
	農産物の付加価値向上に取り組みたい	6次産業化総合支援事業（アグリビジネス講座の開催）	○	○	○				○	80
	加工食品を開発したい	6次産業化総合支援事業（6次産業化オープンラボトリーの設置）	○	○	○			○	○	81
	地域資源の活用による付加価値創出を通じて経営改善を図りたい	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業）（相談窓口）〔再掲〕	○	○	○	○		○	○	76
輸出・販路拡大	有機農業による付加価値向上に取り組みたい	いばらき有機農業トップランナー事業〔再掲〕	○	○	○	○	○	○	○	17
	輸出先国の規制に対応した食品加工施設を整備したい	茨城県食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業〔再掲〕	○		○	○	○	○	○	53
	輸出に向けた産地づくりを行いたい	いばらき大規模輸出産地モデル形成等支援事業	○		○	○	○	○	○	82
	農産物等の販路開拓に取り組みたい	販路開拓チャレンジ事業（首都圏等向け販路開拓に対する支援）	○	○	○	○	○	○		83
	農産物等を輸出したい	いばらきグローバルビジネス推進事業（いばらきグローバルビジネス推進協議会）	○	○	○	○		○	○	84
	GAP認証の取組に係る支援を受けたい	茨城県GAP推進事業（GAP認証取得支援アドバイザーの派遣）〔再掲〕	○	○	○					77
農村活性化・都市農村交流	都市農村交流により地域を活性化したい	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち、地域資源活用価値創出推進事業（地域活性化型）、地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型））				○	○	○		85
	地域間交流の促進等により農山漁村の活性化を図りたい	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち、地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型））			○		○			87
	市民農園を開設したい	市民農園開設支援	○	○	○	○	○	○		88
	農家民宿を開設したい	農家民宿開設支援	○						○	89
	未利用資源の活用等を通じて山村の所得や雇用の増大を図りたい	農山漁村振興交付金（山村活性化支援交付金）のうち山村活性化対策事業				○	○			90
	農業生産条件が不利な中山間地域等で農業を続けたい	中山間地域等直接支払交付金	○	○	○				○	91
鳥獣被害対策	鳥獣による農作物被害を減らしたい	鳥獣被害防止総合対策事業				○	○			92
	農場の防疫対策（防鳥ネット、消毒機器の整備など）に取り組みたい	農場防疫対策支援事業〔再掲〕			○	○	○	○	○	26
環境保全型農業	環境にやさしい栽培技術又は気候変動適応対策と省力化技術に取り組みたい	茨城県グリーンな栽培体系加速化事業〔再掲〕				○				2
	有機農業による付加価値向上に取り組みたい	いばらき有機農業トップランナー事業〔再掲〕	○	○	○	○	○	○	○	17
	みどりの食料システムに向けて環境にやさしい取組を進めたい	みどりの食料システム戦略推進事業〔再掲〕	○	○	○	○	○			20
	環境にやさしい農業の取組に対する支援を受けたい	環境保全型農業直接支払事業			○				○	94
	GAP認証の取組に係る支援を受けたい	茨城県GAP推進事業（GAP認証取得支援アドバイザーの派遣）〔再掲〕	○	○	○					77

施設での園芸品目の高温対策に取り組みたい

事業名	園芸産地高温対策事業														
分類	【気候変動】【水田・畑作、園芸】【機械・施設整備】														
事業要旨	近年の高温環境における施設園芸品目の安定生産技術を推進するため、ハウスの換気装置、遮光・遮熱資材、冷却技術の複数技術の導入を支援する。														
事業概要	〔事業主体（事業対象）〕 施設園芸経営体、 認定農業者、認定新規就農者、農業法人、農業者の組織する団体※ ※農業者の組織する団体は、受益農家戸数が3戸以上に限る。 〔事業内容〕 ①換気、②遮光・遮熱、③冷却の複数の高温対策技術の取組を支援 〔対象品目〕 園芸品目（施設野菜、施設花き） ※露地栽培（野菜、花き）の育苗ハウスも対象。ただし、高温環境下で育苗する品目に限る。 〔補助要件等〕 ・必ず複数の対策技術に取り組むこと（①換気＋②遮光・遮熱は必須とする）。 ・既に対策技術に取り組んでいる場合は、既存の資材や装置も対策技術とみなす。 ・施設で園芸品目を栽培していること。 ・県が定める「強靱化ハウス」の要件を満たすこと、又は施設園芸共済や民間の保険等に参加していること。 ・収量目標について、現状から向上かつ県が設定する収量基準を概ね満たすこと。 ・事業終了後も同一品目を栽培すること（導入する機械、装置等の耐用年数以上）。 〔対象経費〕 ①換気 ・外気導入器、肩部分換気装置、妻面換気装置、天窓換気装置 等 ※サイド（側窓）換気は対象経費としない。 ②遮光・遮熱 ・遮光ネット、遮熱ネット、遮熱フィルム 等 ※塗布剤は対象経費としない。 ③冷却 ・ヒートポンプ、細霧冷房、エアコン夜冷装置、パッド&ファン、屋根散水 等 ※設置に係る費用も含む。ただし、自力施工に係る費用は除く。 〔補助限度額・補助率〕 200万円（1経営体当たり）、1／3以内														
問合せ先	◆農業技術課 有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3931 ◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 <table><tr><td>県北</td><td>0294-80-3303</td><td>県央</td><td>029-221-3034</td><td>鹿行</td><td>0291-33-4117</td></tr><tr><td>県南</td><td>029-822-7086</td><td>県西</td><td>0296-24-9174</td><td></td><td></td></tr></table>			県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117	県南	029-822-7086	県西	0296-24-9174		
県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117										
県南	029-822-7086	県西	0296-24-9174												

環境にやさしい栽培技術又は気候変動適応技術と省力化技術に取り組みたい

事業名	茨城県グリーンな栽培体系加速化事業														
分類	【気候変動】【水田・畑作、園芸】【機械・施設整備】【環境保全型農業】														
事業要旨	「環境にやさしい栽培技術」又は「気候変動適応技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援する。														
事業概要	〔事業主体（事業対象）〕 産地の農業者や農業協同組合等の関係者が参画する協議会、農業協同組合、市町村等 〔事業内容〕 1 グリーンな栽培体系の検討（必須） ・検討会の開催 ・グリーンな栽培体系の検証 ・グリーンな栽培マニュアルの作成、産地戦略の策定 ・情報発信 2 グリーンな栽培体系の技術検証に必要なスマート農業機械等の導入（選択） ・グリーンな栽培体系の検証に必要な環境負荷低減・省力化に資する機械の導入 〔補助要件等〕 播種・定植前準備～収穫・収穫後作業までの作業段階において、検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術又は気候変動適応技術と省力化に資する技術を検証すること。ただし、検証する技術は、試験研究機関等において、環境負荷低減、高温等の影響を回避・軽減する効果が認められているものに限る。 〔対象経費〕 1 グリーンな栽培体系の検討 ・グリーンな栽培体系の検証に必要な以下の経費 ほ場・機械等の借上費、掛かり増し資材等の購入費、土壌診断等の役務費 等 ・検討会の開催等に係る以下の経費 会場借料・旅費・講師謝金・通信運搬費、印刷製本費 等 2 グリーンな栽培体系の技術検証に必要なスマート農業機械等の導入 ・グリーンな栽培体系の検証に必要な機械の購入またはリース導入費用 ※対象とならない経費：汎用性の高い機械等の購入費、対照ほ場の資材費 等 〔補助限度額・補助率〕 1 グリーンな栽培体系の検討 300 万円・定額（有機農業の検討又は環境負荷低減・気候変動適応技術の取組を2つ以上実施する場合は360 万円。 2でスマート農業技術活用促進法に規定する「生産方式革新実施計画」の達成に資する検証を実施する場合は限度額を100 万円引上げ。） 2 グリーンな栽培体系の技術検証に必要なスマート農業機械等の導入 1,000 万円・1／2 以内														
問合せ先	◆農業技術課 有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3931 ◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 <table><tr><td>県北</td><td>0294-80-3303</td><td>県央</td><td>029-221-3034</td><td>鹿行</td><td>0291-33-4117</td></tr><tr><td>県南</td><td>029-822-7086</td><td>県西</td><td>0296-24-9174</td><td></td><td></td></tr></table>			県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117	県南	029-822-7086	県西	0296-24-9174		
県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117										
県南	029-822-7086	県西	0296-24-9174												

ハウスの補強や防風ネットを設置して災害に備えたい

事業名	農業用ハウス強靱化緊急対策事業 (国：園芸産地における事業継続強化対策)															
分類	【気候変動】【機械・施設整備】															
事業要旨	自然災害発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた、産地ごとに必要な耐候性を踏まえた複数農業者による事業継続計画(BCP)の見直し等を支援する。また、BCPの実行に必要な体制整備やBCPの実践に必要な技能習得、ハウスの補強、非常時の復旧の取組実証等を支援する。															
事業概要	【事業主体（事業対象）】 ・事業実施主体：都道府県 ・取組主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体等 【事業内容】 - 園芸産地における事業継続計画の検討、策定及び見直し等 ・事業継続計画策定や見直しに向けた検討会の開催、推進に向けた講習会の開催、非常時の協力体制整備に向けた検討会の開催 等 - 園芸産地における事業継続計画の実践 - 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証 ・農業者自らがハウスの補強や復旧を行うための自力施工研修会の開催 ・被災後に協力体制や自力施工技術を活用してハウスの普及を行う実証の取組 - 既存ハウスへの被害防止対策 【対象：今後10年以上利用が見込まれるハウス】 ・ハウス本体の補強（筋交い直管、タイバー等の設置） ・防風ネットの設置、非常用電源の導入 等 【補助要件等】 ・都道府県が策定した事業継続推進計画に位置付けられた取組であること。 ・2戸以上の農業者から構成されていること。 ・既存ハウスへの被害防止対策への取組については、以下の全てを満たすこと。 ①事業継続計画の検討、策定及び見直し等、非常時の協力体制整備を実施すること。 ②個々の経営体で事業継続計画を策定すること。 ③対象となるハウスについて園芸施設共済又は民間の保険に加入すること。 ④対象となるハウスは今後10年以上利用するものであること。 ⑤ハウス本体に直接補強する場合、風速36m/s以上に耐えうる対策をすること 【対象経費】 資材費、役務費、機械設備費、通信運搬費、消耗品費、委託費、旅費 等 【補助限度額・補助率】 補助率：1 事業継続計画の検討、策定及び見直し、非常時の協力体制の整備：定額 ：2 園芸産地における事業継続計画の実践 - 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証：定額 - 既存ハウスへの被害防止対策：1/2以内															
問合せ先	◆農業技術課 有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3931 ◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 <table><tr><td>県北</td><td>0294-80-3303</td><td>県央</td><td>029-221-3034</td><td>鹿行</td><td>0291-33-4117</td></tr><tr><td>県南</td><td>029-822-7086</td><td>県西</td><td>0296-24-9174</td><td></td><td></td></tr></table>				県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117	県南	029-822-7086	県西	0296-24-9174		
県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117											
県南	029-822-7086	県西	0296-24-9174													

暑熱環境下でも家畜が快適に過ごせる環境づくりがしたい

事業名	畜舎暑熱対策支援事業																	
分類	【気候変動】【畜産】																	
事業要旨	暑熱環境下でも家畜が快適に過ごせる環境づくりに向け、畜舎内の温度低減に必要な設備等の導入を集中的に支援し、生産性の向上と持続可能な経営体の育成を図る。																	
事業概要	〔事業主体（事業対象）〕 畜産農家 〔事業内容〕 畜舎内の温度を下げるために必要な設備等の導入を支援 例：細霧装置、送風機(据付型に限る)、屋根への遮熱剤の塗装等 〔対象経費〕 当該事業を実施するのに要する経費 〔補助率〕 1/3 以内																	
問合せ先	◆畜産課 経営環境G TEL：029-301-3988 ◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 畜産振興課 <table><tr><td>県北</td><td>0294-87-6680</td><td>県央</td><td>029-231-0476</td><td>鹿行</td><td>0291-33-4118</td></tr><tr><td>県南</td><td>029-822-8521</td><td>県西</td><td>0296-24-9166</td><td></td><td></td></tr></table>						県北	0294-87-6680	県央	029-231-0476	鹿行	0291-33-4118	県南	029-822-8521	県西	0296-24-9166		
県北	0294-87-6680	県央	029-231-0476	鹿行	0291-33-4118													
県南	029-822-8521	県西	0296-24-9166															

施設園芸等で燃料価格高騰に対する支援を受けたい

事業名	施設園芸等燃料価格高騰対策																
分類	【価格高騰】【水田・畑作、園芸】																
事業要旨	燃料価格高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、施設園芸や茶等の産地に対して、燃料価格高騰時に農業者と国の拠出による補填金を交付するセーフティネットの構築を支援します。																
事業概要	〔事業主体〕 日本施設園芸協会 ※県窓口団体(事業実施者)：茨城県農業再生協議会、全国茶生産団体連合会 〔事業対象（支援対象）〕 農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体、茨城県茶生産者組合連合会、その他農業者の組織する団体 〔事業内容〕 燃料需要期(原則：11～4月、茶：4月～10月)に施設園芸用燃料(A重油・灯油・LPガス・LNG)の価格が一定基準以上に上昇した場合に補填金を交付するセーフティネットの構築(農業者：国＝1：1の拠出により積立をする)を支援します。 〔補助要件等〕 ・農産局長が別に定める省エネルギー等対策推進計画が策定されていること。 (10a 当たり燃料使用量を 15%以上削減する、生産物 1 トン当たりの燃料使用量を 15%以上削減する、又は民間の金融商品等を利用して燃料コストの変動を抑制すること。2 期目以降に継続して取り組む場合は、10a 当たり計 30%以上の燃料使用量削減目標を策定する)。 ・受益農家及び事業参加者が 3 戸以上又は農業従事者が 5 名以上であること。 ・農産局が別に定める要件及び基準を満たしていること。 〔対象経費〕 ・燃料※¹ 価格が発動基準価格を超えた場合の価格差補填に要する経費※² ※ 1 対象油種：A 重油、灯油、LP ガス、LNG ※ 2 農家は、基準価格に対し 115%、130%、150%、170%の 4 コースから選択して積立。 〔補助限度額・補助率〕 ・補填金単価＝当該月の全国平均価格－発動基準価格 ・補填金＝補填金単価×当該月燃料使用量×補填割合（70～100%） (総限度額は農家積立額の 2 倍まで) ※補填割合は特例の適用により変動																
問合せ先	◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 <table><tr><td>県北</td><td>0294-80-3303</td><td>県央</td><td>029-221-3034</td><td>鹿行</td><td>0291-33-4117</td></tr><tr><td>県南</td><td>029-822-7086</td><td>県西</td><td>0296-24-9169</td><td></td><td></td></tr></table> ◆産地振興課 施設野菜・果樹花き G TEL：029-301-3954					県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117	県南	029-822-7086	県西	0296-24-9169		
県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117												
県南	029-822-7086	県西	0296-24-9169														

国産飼料を主体にした経営構造へと転換したい

事業名	飼料国内自給化緊急対策事業														
分類	【価格高騰】【畜産】														
事業要旨	輸入飼料価格に左右されにくい国産飼料を主体にした経営構造へと転換するため、自給飼料の生産拡大の取組を支援するとともに、食品残さや未利用資源等を飼料として活用する取組を支援することで、持続的に発展できる足腰の強い畜産経営体の確立を目指す。														
事業概要	〔事業主体〕 県内に農場あるいは事業所があり、国産飼料の生産・供給・利用拡大に取り組む以下に当てはまる者 ・ 畜産農家または耕種農家 ・ 法人及び団体（農業協同組合、農事組合法人、株式会社（農業生産法人）等） ・ 県内に農場がある１戸以上の畜産農家を含む多様な事業者で構成される集団等（コンソーシアム等） 〔事業内容〕 1 国産飼料生産拡大対策 飼料作物の生産面積拡大の取組に対する支援 2 食品残さ等飼料化対策 食品残さや未利用資源の飼料化の検討に要する経費への補助 〔補助率及び補助額〕 1 10 千円/10a 2 1/2 以内														
問合せ先	◆畜産課生産振興G TEL：029-301-3993 ◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 畜産振興課 <table><tr><td>県北</td><td>0294-87-6680</td><td>県央</td><td>029-231-0476</td><td>鹿行</td><td>0291-33-4118</td></tr><tr><td>県南</td><td>029-822-8521</td><td>県西</td><td>0296-24-9166</td><td></td><td></td></tr></table>			県北	0294-87-6680	県央	029-231-0476	鹿行	0291-33-4118	県南	029-822-8521	県西	0296-24-9166		
県北	0294-87-6680	県央	029-231-0476	鹿行	0291-33-4118										
県南	029-822-8521	県西	0296-24-9166												

国産飼料を増産し、利用を拡大したい

事業名	国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業
分類	【価格高騰】【畜産】
事業要旨	飼料生産基盤に立脚した畜産へ転換するため、飼料作物の生産・利用の地域モデル実証、飼料生産組織の体制強化、飼料作物の生産性向上、国産飼料の流通推進等の取組を支援します。
事業概要	〔事業主体（事業対象）〕 国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業のうち 1 生産性の高い持続可能な飼料産地形成支援：協議会、全国団体 2 飼料生産組織の運営強化支援：生産者集団等 3 飼料作物の生産性向上対策：JA、公社、TMR センター等の農業者団体等 4 耕畜連携及び供給拡大の促進対策：耕種農家、畜産農家、国産飼料生産者 全国団体、飼料販売業者、民間団体等 5 国産飼料の流通推進・利用拡大対策：民間団体 〔事業内容〕 1 生産性の高い持続可能な飼料産地形成支援 飼料生産組織を核とする青刈りとうもろこし等の飼料作物の生産・利用の連携体制（地域モデル）の構築・強化を図るための総合的な実証を支援 2 飼料生産組織の運営強化支援 飼料生産組織の機械導入等や作業規模を拡大する取組を支援 3 飼料作物の生産性向上対策 草地改良技術の実証、中山間地域での飼料増産活動の取組を支援 4 耕畜連携及び供給拡大の促進対策 耕畜連携や国産飼料の供給を拡大する取組を支援 5 国産飼料の流通推進・利用拡大対策 国産粗飼料の流通体制の構築及び利用拡大に必要な実証・調査、国産飼料の流通推進に必要な飼料の成形・加工・保管施設等の整備並びに新飼料資源の利用拡大に必要な機械導入や調査・分析を支援 〔補助率及び補助額〕 1 生産性の高い持続可能な飼料産地形成支援：定額、1/2 以内 2 飼料生産組織の運営強化支援： 1/2 以内、定額（1 年目 12,000 円/10a 以内、2 年目 5,000 円/10a 以内） 3 飼料作物の生産性向上対策：定額、1/2 以内 4 耕畜連携及び供給拡大の促進対策：定額、1/2 以内 5 国産飼料の流通推進・利用拡大対策：定額、1/2 以内
問合せ先	◆農林水産省 畜産局飼料課 TEL：03-6744-7192

地域内の生産者で連携し良質な飼料生産に取り組みたい

事業名	飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業
分類	【価格高騰】【畜産】
事業要旨	輸入飼料に依存しない安定した酪農・肉用牛経営を推進するため、地域の酪農・肉用牛経営者等が連携して、飼料生産基盤及び国内生産資材を最大限に活用して良質な飼料の生産を最大化する取組等を支援します。
事業概要	〔事業主体（事業対象）〕 酪農・肉用牛経営者等で構成される地域協議会・生産者団体 〔事業内容〕 1 酪農・肉用牛経営者等の連携により良質な飼料生産を最大化 飼料生産計画に基づき、酪農・肉用牛経営者等が行う飼料の栄養収量を増加させる取組を支援 2 有機飼料の生産支援 酪農・肉用牛経営者が取組む飼料の有機栽培を支援 〔補助要件等〕 ・酪農経営者は、事業実施年度を通して生乳を出荷していること。 ・肉用牛経営者は、事業実施年度を通して牛の飼養、出荷、販売実績があること。 ・牛1頭当たり飼料作物作付地を基準面積以上確保していること。 ・各種クロスコンプライアンスを満たしていること。 〔補助率〕 1 15,000 円/ha 以内 2 青刈りとうもろこし等 45,000 円/ha 以内、牧草 15,000 円/ha 以内
問合せ先	◆茨城県酪農業協同組合連合会 TEL：029-224-6711 ◆畜産課 生産振興 G TEL：029-301-3993 ◆農林水産省 畜産局企画課 TEL：03-3502-0874

資源循環型農業を進めるために良質な堆肥を地域で利用したい

事業名	畜産堆肥循環型農業団地形成モデル事業
分類	【価格高騰】【水田・畑作、園芸】
事業要旨	良質な堆肥を生産する畜産農家とそれらの堆肥を利用する耕種農家との耕畜連携により、資源循環型の農業団地を形成し、新たな農業所得向上モデルを確立する。
事業概要	〔事業主体（事業対象）〕 資源循環型の農業団地を形成する「耕種農家」 〔対象事業〕 堆肥を利用する耕種農家の取組を支援 1 堆肥利用に必要な機械整備 2 ペレット堆肥利用への補助 〔補助要件等〕 畜産農家2戸以上と耕種農家2戸以上による資源循環型の農業団地の構成員であること 〔対象経費〕 堆肥運搬散布に必要な機械整備、ペレット堆肥の購入 〔補助率〕 1 1/2 以内 2 定額
問合せ先	◆畜産課 経営環境G ◆農業技術課 有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3988 TEL：029-301-3931

団地化を通じた麦類産地の生産体制を強化したい

事業名	茨城県麦類生産技術向上事業（国：麦類生産技術向上事業）																
分類	【水田・畑作、園芸】																
事業要旨	品質向上や病害対策、気象変動・生産費上昇への対応などの近年の麦類を取り巻く課題に対し、地域ぐるみで麦の生産性向上を図る産地を支援します。																
事業概要	〔対象団体（事業主体）〕 市町村、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、集荷団体 等 〔事業内容〕 1 施肥・防除体系の構築 （１）麦類を取り巻く課題に対応し、地域ぐるみで生産性の向上を図るため、施肥・防除体系を見直します。 （２）見直し結果を踏まえ、地域の課題解決につながるよう、生産者への指導・助言を行います。 （３）指導・助言の効果を検証し、産地の持続的な振興に活用します。 2 施肥・防除体系の構築の推進 事業実施主体が施肥・防除体系の構築を行うために必要な経費のうち、実施要領で補助対象として定める経費について定額で支援します。 〔採択要件等〕 1 地域の課題解決に向けて、施肥・防除体系を見直し、その結果を踏まえて地域の生産者に指導・助言を行うこと。 2 効果を検証し、その成果を取りまとめ、技術指導資料、栽培歴などの作成・改訂に活用すること。 3 地域産地の持続的な振興を図るため、得られた成果を HP 等で周知すること。 〔対象経費〕 1 指導・助言を受けた生産者の令和 8 年産の作付面積に応じ、2,000 円/10a 以内 2 施肥・防除体系の見直し、効果の検証、成果の公表等に必要な事務費（消耗品費、人件費、備品費等） 〔補助限度額・補助率〕 1 施肥・防除体系の構築（定額） 2 施肥・防除体系の構築の推進（定額）																
問合せ先	◆お住まいの市町村の農政主管課 ◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 <table><tr><td>県北</td><td>0294-80-3303</td><td>県央</td><td>029-221-3034</td><td>鹿行</td><td>0291-33-4117</td></tr><tr><td>県南</td><td>029-822-7086</td><td>県西</td><td>0296-24-9169</td><td></td><td></td></tr></table> ◆産地振興課 農産・特産振興 G TEL：029-301-3921					県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117	県南	029-822-7086	県西	0296-24-9169		
県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117												
県南	029-822-7086	県西	0296-24-9169														

持続可能な地酒づくりに向け、酒造好適米の生産振興を図りたい

事業名	いばらきの酒米生産振興緊急支援事業
分類	【水田・畑作、園芸】
事業要旨	主食用米の価格高騰により、酒米の生産量が大きく減少する中、酒蔵と生産者の結びつきによる取組を支援し、県産酒米の生産振興を通じた地酒づくりを促進します。
事業概要	【事業主体（事業対象）】 酒造好適米を栽培し、県内の酒蔵に出荷する県内の農業者 【事業内容】 2026 年産における集荷団体及び県内酒蔵との契約に基づき、農業者が取り組む酒造好適米の栽培を支援します。 【補助要件等】 1 茨城県内で酒造好適米を生産していること。 ※農産物検査規格において定める醸造用玄米の産地品種銘柄に限る。 2 茨城県内の酒蔵又は集荷業者との契約栽培を実施していること。 3 高品質安定生産に資する取組を1つ以上実施すること。 【対象経費】 「コシヒカリ」と「酒造好適米」との差額の1/2相当額 ※国の支援額を除いた金額 【補助限度額・補助率】 定額（酒造好適米の作付面積に応じて20,000円以内/10a）
問合せ先	◆産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921

新たに米のブランド化に取り組みたい

事業名	いばらきの米トップランナー産地拡大事業														
分類	【水田・畑作、園芸】														
事業要旨	本県の良食味米産地の知名度の向上を図るため、全国規模のコンテストの金賞受賞を目指し、意欲的な産地の出品支援やコンテストを勝ち抜く技術開発を行います。														
事業概要	【事業主体（事業対象）】 「いばらき米の極み頂上コンテスト」の上位入賞者 等 【事業内容】 全国主要コンテストへ出品するための費用やコンテスト会場への旅費を支援します。 【補助要件等】 1 令和6年度および令和7年度いばらき米の極み頂上コンテスト又は全国コンテストにおける入賞者 2 令和8年度いばらき米の極み頂上コンテストにおける最終審査進出者 【対象経費】 1 全国主要コンテストへの出品費用 2 コンテスト会場への旅費（公共交通機関利用料） 【補助限度額・補助率】 補助限度額：117千円以内／人、補助率：2/3以内														
問合せ先	◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 <table><tr><td>県北</td><td>0294-80-3303</td><td>県央</td><td>029-221-3034</td><td>鹿行</td><td>0291-33-4117</td></tr><tr><td>県南</td><td>029-822-7086</td><td>県西</td><td>0296-24-9169</td><td></td><td></td></tr></table> ◆産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921			県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117	県南	029-822-7086	県西	0296-24-9169		
県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117										
県南	029-822-7086	県西	0296-24-9169												

国内外の需要に対応するため枝物の生産体制を強化したい

事業名	いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業（県単）																				
分類	【水田・畑作、園芸】【機械・施設整備】																				
事業要旨	国内外の旺盛なハナモモを中心とした枝物需要に対応するため、生産農地の拡大や、機械類の導入による生産体制の強化に取り組み、全国をリードする枝物トップランナー産地の拡大を目指します。																				
事業概要	〔事業主体（事業対象）〕 農業者、新規就農者、農業者の組織する団体等 〔事業内容〕 1 荒廃農地等の再生による農地の拡大 （1）荒廃農地等を枝物生産に適した圃場へ整備することによる生産農地の拡大 （2）生産力の低下した圃場の改植促進による生産力の維持・強化 2 規模拡大に伴い増加する労力の削減に向けた機械類の導入（乗用草刈機等） 〔補助要件等〕 （1）再生作業を実施した農地において、3年以上枝物を生産すること。 （2）荒廃農地等を1a以上再生すること。ただし、機械類の導入を行う場合は、10a以上再生すること。 〔対象経費〕 荒廃農地の再生等による枝物生産農地の拡大経費及び労力削減に向けた機械類の導入に係る経費 〔補助限度額・補助率〕 1 荒廃農地等の再生による農地の拡大 補助率 1/2 以内（上限 1a あたり 2 万円） 2 労力削減に向けた機械類の導入 補助率 1/2 以内（上限 1,500 千円）																				
問合せ先	◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 <table><tr><td></td><td>荒廃農地再生</td><td>機械類の導入</td></tr><tr><td>県北</td><td>0294-80-3301</td><td>0294-80-3303</td></tr><tr><td>県央</td><td>029-350-3017</td><td>029-221-3034</td></tr><tr><td>鹿行</td><td>0291-33-6285</td><td>0291-33-4117</td></tr><tr><td>県南</td><td>029-822-7083</td><td>同左</td></tr><tr><td>県西</td><td>0296-24-9169</td><td>同左</td></tr></table> ◆産地振興課 施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954				荒廃農地再生	機械類の導入	県北	0294-80-3301	0294-80-3303	県央	029-350-3017	029-221-3034	鹿行	0291-33-6285	0291-33-4117	県南	029-822-7083	同左	県西	0296-24-9169	同左
	荒廃農地再生	機械類の導入																			
県北	0294-80-3301	0294-80-3303																			
県央	029-350-3017	029-221-3034																			
鹿行	0291-33-6285	0291-33-4117																			
県南	029-822-7083	同左																			
県西	0296-24-9169	同左																			

果樹園の新植・改植をしたい

事業名	果樹経営支援対策事業、果樹先導的取組支援事業、果樹未収益期間支援事業															
分類	【水田・畑作、園芸】															
事業要旨	果樹産地構造改革計画を策定している産地の担い手が、優良品目・品種への転換、省力樹形の導入を行う場合に支援が受けられます。 また、果樹経営支援対策事業により、一定面積の改植または新植を実施した場合に発生する未収益期間に対して支援が受けられます。															
事業概要	〔事業主体〕 公益社団法人茨城県農林振興公社 〔事業対象〕 果樹産地構造改革計画に担い手として定められた農業者等 〔事業内容〕〔補助要件等〕〔対象経費〕〔補助限度額・補助率〕 1 果樹経営支援対策事業（整備事業） 果樹産地構造改革計画に基づき、担い手が優良品目・品種への転換を行う場合に、定額または事業費の1/2以内で補助します。同一品種への改植は省力樹形等の導入が条件です。 ○改植・新植支援（内容、補助額は一例） <table><tr><td></td><td>内容</td><td>改植（新植）補助額</td></tr><tr><td rowspan="2">慣行樹形</td><td>りんご、なし、ぶどう等の主要落葉果樹</td><td>17（15）万円/10a</td></tr><tr><td>りんごわい化栽培、加工用ぶどうの垣根栽培</td><td>33（32）万円/10a</td></tr><tr><td rowspan="3">省力樹形</td><td>りんごの高密度植低樹高（新わい化）栽培</td><td>53（52）万円/10a</td></tr><tr><td>なし、かき等のジョイント栽培</td><td>33（32）万円/10a</td></tr><tr><td>なし、かき等のV字ジョイント栽培</td><td>73（71）万円/10a</td></tr></table> ○実施面積要件 地続きで概ね2a以上 2 果樹先導的取組支援事業 果樹産地の生産基盤を強化するため、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形や消費者ニーズに対応した優良品目・品種への改植・新植及び未収益期間の幼木管理、小規模園地整備、病害の低減に資する雨よけ設備の設置、高温対策資機材の導入、高品質果実の生産を維持するための技術や資材の大規模実証等を実施する場合に、定額または事業費の1/2以内で補助します。 3 果樹未収益期間支援事業 1の果樹経営支援対策事業により、優良品目・品種への改植・新植を一定面積以上実施した場合に発生する未収益期間に対して助成します。 ○面積単価（5.5万円/10a）×支援年数（改植の翌年から4年分）＝22万円/10a ○初年度に一括して定額交付 ○実施面積要件 支援対象者が同一年度内に概ね2a以上改植等を実施した場合		内容	改植（新植）補助額	慣行樹形	りんご、なし、ぶどう等の主要落葉果樹	17（15）万円/10a	りんごわい化栽培、加工用ぶどうの垣根栽培	33（32）万円/10a	省力樹形	りんごの高密度植低樹高（新わい化）栽培	53（52）万円/10a	なし、かき等のジョイント栽培	33（32）万円/10a	なし、かき等のV字ジョイント栽培	73（71）万円/10a
	内容	改植（新植）補助額														
慣行樹形	りんご、なし、ぶどう等の主要落葉果樹	17（15）万円/10a														
	りんごわい化栽培、加工用ぶどうの垣根栽培	33（32）万円/10a														
省力樹形	りんごの高密度植低樹高（新わい化）栽培	53（52）万円/10a														
	なし、かき等のジョイント栽培	33（32）万円/10a														
	なし、かき等のV字ジョイント栽培	73（71）万円/10a														
問合せ先	◆（公社）茨城県農林振興公社 園芸振興部 TEL：029-222-8511 ◆産地振興課 施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954															

花きの生産、流通、需要の拡大に係る課題を一体的に解決したい

事業名	ジャパンフラワー強化プロジェクト推進事業
分類	【水田・畑作、園芸】
事業要旨	物流の2024年問題に対応した花き流通の効率化や高度化、産地の課題解決に必要な技術導入を支援するとともに、減少傾向にある花き需要の回復に向けて、需要拡大が見込まれる品目等への転換、新たな需要開拓、花き利用の拡大に向けたPR活動等の前向きな取組を支援します。
事業概要	〔事業主体〕 いばらきの花振興協議会 〔事業対象〕 いばらきの花振興協議会が設定した成果目標の達成に必要と認められる団体等 〔事業内容〕 県産花きの生産、流通、需要の拡大の課題解決に必要な取組を支援します。 1 花き流通の効率化の取組 受発注データのデジタル化、流通の効率化・高度化に資する検討や技術実証等 2 生産技術の高度化・産地体制の強化等の取組 生産性向上、低コスト化など花き産地の課題解決に資する検討や実証、産地体制の強化に資する研修会開催等 3 需要の変化に対応した品目等の転換の取組 需要が見込まれる品種等への転換に必要な需要調査、栽培技術実証、栽培マニュアル作成等 4 新たな需要開拓・消費拡大の取組 需要喚起のためのPR活動や新規購買層の獲得に向けた販路開拓、花き利用の拡大に資する体験活動等 〔補助要件等〕 いばらきの花振興協議会が設定した目標の達成に必要な取組を行うこと 〔対象経費〕 備品費、賃金等、事業費、旅費、謝金、委託費、役務費、雑役務費 〔補助限度額・補助率〕 定額
問合せ先	◆産地振興課 施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954

老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を進めたい

事業名	農産園芸共同利用施設整備事業（いばらき共同利用施設再編集約・合理化支援事業）												
分類	【水田・畑作、園芸】【機械・施設整備】												
事業要旨	生産性や収益力を向上する等の農業の構造転換の実現に向け、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化の促進を図る取組を支援します。												
事業概要	〔事業主体（事業対象）〕 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、農業者の組織する団体等 〔事業内容〕 生産性や収益力を向上する等の農業の構造転換の実現に向け、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化の促進を図る取組を支援します。 〔補助要件等〕 ・成果目標の基準を満たしていること ・面積要件を満たしていること ・「再編集約・合理化計画（最大3年間）」を作成していること ・修繕・更新に係る積立計画を提出すること ・受益農業従事者（農業の常時従事者）5名以上 ・産地基幹施設を整備するにあたっては、原則として総事業費が5千万円以上 等 〔対象経費〕 老朽化した穀類乾燥調製貯蔵施設や集出荷貯蔵施設等の共同利用施設等の再編集約・合理化にかかる経費 〔補助限度額・補助率〕 ○補助限度額 1年度あたり20億円（整備する施設等により異なる） ○補助率 1 共同利用施設の再編集約・合理化 1/2 以内 2 再編集約・合理化の更なる加速化 1の取組に対し、県・市町村1/12～0.5/10 以内※、国1/12～0.5/10 以内 ※県補助はブランド化・差別化を可能とする施設整備の取組に限定 (0.5/10 以内)												
問合せ先	◆お住まいの市町村の農政主管課 ◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 <table><tr><td>県北</td><td>0294-80-3303</td><td>県央</td><td>029-221-3034</td><td>鹿行</td><td>0291-33-4117</td></tr><tr><td>県南</td><td>029-822-7086</td><td>県西</td><td>0296-24-9169</td><td></td><td></td></tr></table> ◆産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921 施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954 露地野菜G TEL：029-301-3950	県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117	県南	029-822-7086	県西	0296-24-9169		
県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117								
県南	029-822-7086	県西	0296-24-9169										

有機農業による付加価値向上に取り組みたい

事業名	いばらき有機農業トップランナー事業
分類	【水田・畑作、園芸】【機械・施設整備】【環境保全型農業】【輸出・販路拡大】
事業要旨	環境負荷を低減した持続的な営農であり、付加価値の高い農産物を生産する有機農業の取組を拡大するために、荒廃農地等の環境整備や農地の貸付、有機農産物の供給力向上に資する機械等の整備、有機 JAS 認証の取得や新商品の開発等を支援します。
事業概要	1 有機農業の団地育成支援 〔事業主体（事業対象）〕 農業者、農業者の組織する団体等 〔事業内容〕 大規模有機団地の整備に必要なパイプハウス資材の購入や農業機械のリース導入、低コスト耐候性ハウス等の整備を支援 〔事業対象品目〕 にんじん、たまねぎ、じゃがいも、キャベツ、はくさい、トマト、米 〔補助要件等〕 原則、いばらきの産地パワーアップ支援事業又はいばらきの強い農業づくり総合支援事業の要件に準ずる。 ○パイプハウス資材購入、機械のリース導入（産地パワーアップ支援事業） ・面積要件：露地野菜 10ha 以上、施設野菜 5 ha 以上等 （中山間地域等の生産支援事業のみの場合 5 戸以上の農業者の参加又は取組面積 1ha 以上） ・機械のリース導入は本体価格が 50 万円以上であること 等 ○低コスト耐候性ハウス等産地基幹施設の整備（強い農業づくり総合支援事業） ・総事業費が 5 千万円以上であること ・受益農業従事者が 5 名以上であること 等 〔対象経費〕 パイプハウスの資材購入、農業機械のリース導入や低コスト耐候性ハウス等産地基幹施設の整備に係る経費 〔補助率〕 いばらきの産地パワーアップ支援事業：5/10 以内 又は いばらきの強い農業づくり総合支援事業：5/10 以内 上記事業への上乗せ補助：2/10 以内 2 荒廃農地等集約・環境整備支援 （1）荒廃農地等の再生（障害物除去・整備・土作り）支援 〔事業主体（事業対象）〕 荒廃農地を再生し有機農業を实践する認定農業者等 〔事業内容〕 荒廃農地の再生に関する取組（刈払い、抜根等）を支援 〔補助要件等〕 再生農地での有機 JAS 認証取得（事業実施後 2 年以内）、有機 JAS 認証取得面積の 5 %以上の増加、目標年次において有機 JAS 認証取得面積が 30a 以上になること等 〔対象経費〕 工事に係る機械費（機械損料）、作業者の労務費、工事を外部委託する際の委託費等 〔補助限度額・補助率〕 1/2 以内（上限 100 千円/10 a、但し抜根有の場合上限 250 千円/10a） ※ 1 ha 以上再生する場合補助率 2/3 以内（上限 150 千円/10 a、同上限 350 千円/10a）

	(2) 農地貸付協力金 〔事業主体（事業対象）〕 有機農業を実践する認定農業者等に農地を貸し出す地権者等 〔事業内容〕 有機農業の規模拡大に必要な農地を貸付ける者に対し、協力金を交付 〔補助要件等〕 農地中間管理機構を通じて 20a 以上の面積を貸借すること（複数地権者による合算も可）、耕作者が貸付農地と同面積で有機 JAS 認証を取得すること等 〔補助限度額・補助率〕 定額（15 千円/10a、但し、1ha 以上まとまった農地の場合 20 千円/10a） 3 有機農産物の供給能力向上支援 〔事業主体〕 市町村協議会、農協、営農集団などの農業団体及び農業法人、農業者等 〔事業対象〕 市町村等 〔事業内容〕 有機農産物の有機 JAS 認証を新規取得または認証の拡大意向のある者を対象に有機農産物や有機加工食品の認証取得に係る経費を支援 〔補助要件等〕 （1）有機農産物の有機 JAS 認証取得有機 JAS 認証取得面積が 30a 以上となること※ 等 ※新規で認証を取得する者はこの限りではない （2）有機加工食品の有機 JAS 認証取得有機農産物の有機 JAS 認証取得者が所有する加工施設等での有機加工食品の有機 JAS 認証を取得すること 等 〔対象経費〕 ① 有機 JAS 講習会受講に係る経費、②有機 JAS 認証費用に係る経費 〔補助限度額・補助率〕 定額①上限 10 千円、②上限 140 千円 4 有機農産物新商品開発チャレンジ支援 〔事業主体（事業対象）〕 認定農業者等 〔事業内容〕 原則、有機 JAS 認証を新規取得する意向のある者及び認証の拡大取得の意向のある者が行う新規作物（果物等）栽培や商品加工、販路開拓等への新規取組を支援 〔補助要件等〕 事業対象品目はいちご、くり、なし、ぶどうとし、事業実施 3 年後を目途に、事業対象品目を栽培するほ場で新規に有機 JAS 認証を原則、概ね 10a 以上取得すること（既に有機 JAS 認証を 10a 以上取得している場合は認証面積を 5 %以上増加させること）又は農業所得を向上させること 等 〔対象経費〕 事業を実施するために必要な委託、報償等に係るソフト経費、備品購入等に係るハード経費（取得価格 10 万円以上のもの） 〔補助限度額・補助率〕 1/2 以内（補助上限 1,600 千円。うち、ハード経費の上限は原則 800 千円）
--	---

	5 土づくりの推進支援 ※ 1 〔事業主体〕 市町村等 〔事業対象〕 農業者、農業者の組織する団体、民間事業者 〔事業内容〕 地力の向上を目的とした堆肥等の実証的な活用による土づくりの取組支援 〔補助要件等〕 県が策定した実施方針に基づいた事業計画、成果目標の設定及び地域の産地パワーアップ計画に位置付けられた目標の達成 〔対象経費〕 堆肥等の購入・施用等に要する経費、実証前後の土壌分析、堆肥散布機械のリース導入等 〔補助限度額・補助率〕 定額（堆肥等の実証的活用 30 千円/10a（ペレット堆肥 35 千円/10a）、機械のリース導入に係る費用のみ 1/2 以内） ※ 1 原則、いばらきの産地パワーアップ支援事業の要件等に準ずる。 6 儲かる産地支援（有機枠） 〔事業主体〕 市町村等 〔事業対象〕 認定農業者、農業法人、農協、営農集団 等 〔事業内容〕 有機農産物等の生産拡大に向けた機械等の導入支援 〔補助要件等〕 ①規模・生産拡大を志向する有機 JAS 認証取得者及び新規取得予定者（目標年次における有機 JAS 認証取得面積が 30a 以上となること） ②農業経営基盤強化促進法に基づく認定または地域計画に位置付けられた農業者であること ③本体価格が 10 万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む）であること ④事業実施により有機 JAS 認証取得面積の 5 %以上向上が見込めること 等 〔対象経費〕 有機農産物等の生産性、供給力又は品質の向上のために必要な生産、出荷調整の機械やパイプハウス資材（骨材と被覆材）等の導入支援。 〔補助限度額・補助率〕 本体価格の 1/2 以内（補助上限 5,000 千円）												
問合せ先	◆農業技術課有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3931 ◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 <table><tr><td>県北</td><td>0294-80-3303</td><td>県央</td><td>029-221-3034</td><td>鹿行</td><td>0291-33-4117</td></tr><tr><td>県南</td><td>029-822-7086</td><td>県西</td><td>0296-24-9174(園芸)</td><td>0296-24-9169(農産)</td><td></td></tr></table>	県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117	県南	029-822-7086	県西	0296-24-9174(園芸)	0296-24-9169(農産)	
県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117								
県南	029-822-7086	県西	0296-24-9174(園芸)	0296-24-9169(農産)									

みどりの食料システムに向けて環境にやさしい取組を進めたい

事業名	みどりの食料システム戦略推進事業										
分類	【水田・畑作、園芸】【機械・施設整備】【環境保全型農業】										
事業要旨	みどりの食料システム戦略に基づき、環境と調和のとれた食料システムを確立するため、環境負荷低減等の取組やそれらを広げるための環境づくりを支援します。										
事業概要	1 有機農業拠点創出・拡大加速化事業 【事業主体（事業対象）】 市町村等 【事業内容】 地域ぐるみで、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組や、産地と消費地の連携等を支援し、有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）を創出 【補助要件等】 有機農業実施計画の策定、 「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」への加盟 等 【補助率】 定額（取組年度毎に上限設定あり、機械購入及びリースに係る経費のみ 1/2 助成） 2 有機転換推進事業 【事業主体】 市町村等 【事業対象】 農業者 【事業内容】 国際水準の有機農業転換に必要な生産資材等のかかり増し経費を支援 【補助率】 定額（20 千円/10a） 【補助要件等】 みどり認定を受けている又は成果目標年度までに受ける予定であること 事業を活用した農地で将来的に有機 JAS 認証を取得すること 等 3 みどりの事業活動を支える体制整備 【事業主体（事業対象）】 特定環境負荷低減事業活動実施計画（特定計画）の認定を受けた農業者、大規模に有機農業に取り組むみどり認定者 等 【事業内容】 みどりの食料システム法に基づく特定環境負荷低減事業活動実施計画（特定計画）等の認定を受けて行う機械や施設の導入を支援 【補助要件等】 認定を受けた計画の中に記載のある環境負荷低減の取組に必要な機械や施設の導入であること 【補助率】 1/2 以内 4 先進的有機農業拡大促進事業 【事業主体（事業対象）】 農業者 【事業内容】 有機農業に拡大に意欲的に取り組む農業者等に対して、スマート農業技術等を活用した生産、加工、流通・販売の取組を支援 【補助要件等】 スマート農業技術に関する農業機械や設備を導入すること 地域計画に位置付けられている又は位置付けられることが確実であること みどり認定を受けている又は、受けることが確実と見込まれること 化学肥料及び農薬の施用及び使用量を低減した栽培方法の2年以上の取組実績があること 等 【補助率】 1/2 以内（機械等の導入）、定額（その他有機農業の拡大に必要な取組）										
問合せ先	◆農業技術課 有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3931 ◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">県北</td><td style="width: 25%;">0294-80-3303</td><td style="width: 25%;">県央</td><td style="width: 25%;">029-221-3034</td></tr> <tr> <td>県南</td><td>029-822-7086</td><td>県西</td><td>0296-24-9174</td></tr> </table>			県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	県南	029-822-7086	県西	0296-24-9174
県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034								
県南	029-822-7086	県西	0296-24-9174								

地域の農畜産関係者全体で収益性を向上させたい（施設整備）

事業名	畜産競争力強化対策整備事業																																													
分類	【畜産】																																													
事業要旨	「総合的なTPP関連政策大綱」に基づき、畜産・酪農の収益性・生産基盤を強化するため、畜産農家をはじめとする地域の関係者が連携し、一体となって地域全体で畜産の収益性、持続性又は社会的価値の向上を図る取組を支援する。																																													
事業概要	〔事業主体（事業対象）〕 畜産農家、農業協同組合、農業協同組合連合会、公社、農事組合法人 等 〔事業内容〕 畜産農家、JA、市町村等が連携して、畜産クラスター協議会を組織して、収益性の向上や生産基盤の強化を図るための畜産クラスター計画を策定するとともに、計画の達成に必要な施設整備及び家畜の導入について助成します。 〔補助要件等〕 ・知事の認定を受けた畜産クラスター計画に基づく取組であること ・畜産クラスター協議会で中心的な経営体（取組主体）に位置づけられていること 〔対象経費〕 ・家畜飼養管理施設、家畜排せつ物処理施設、自給飼料関連施設、畜産加工、展示・販売施設、家畜衛生施設、野生鳥獣被害防止施設の整備に要する経費または補改修に要する経費 ・家畜の導入（肉用繁殖雌牛、乳用牛、繁殖母豚）に要する経費（家畜飼養管理施設を整備又は補改修した施設で飼養するものに限る。その他要件あり。） 〔補助限度額・補助率〕 ①施設整備事業の上限単価（附帯部分を除く） <table><tr><th colspan="2">整備施設</th><th>基準事業費</th><th>特認事業費</th></tr><tr><td rowspan="5">家畜飼養管理施設</td><td>肉用牛舎</td><td>48 千円/㎡</td><td>73 千円/㎡</td></tr><tr><td>乳用牛舎</td><td>80 千円/㎡</td><td>120 千円/㎡</td></tr><tr><td>一般豚舎</td><td>69 千円/㎡</td><td>106 千円/㎡</td></tr><tr><td>分娩豚舎</td><td>69 千円/㎡</td><td>106 千円/㎡</td></tr><tr><td>ウィンドレス鶏舎</td><td>68 千円/㎡</td><td>104 千円/㎡</td></tr><tr><td rowspan="4">家畜排せつ物施設</td><td>堆肥舎 500㎡未満</td><td>71 千円/㎡</td><td>107 千円/㎡</td></tr><tr><td>〃 500㎡以上</td><td>67 千円/㎡</td><td>102 千円/㎡</td></tr><tr><td>尿貯留施設 1,000 ㎡未満</td><td>55 千円/㎡</td><td>83 千円/㎡</td></tr><tr><td>〃 1,000 ㎡以上</td><td>26 千円/㎡</td><td>40 千円/㎡</td></tr><tr><td rowspan="3">自給飼料関連施設</td><td>バンカーサイロ</td><td>10 千円/㎡</td><td>16 千円/㎡</td></tr><tr><td>飼料原料保管施設</td><td>79 千円/㎡</td><td>119 千円/㎡</td></tr><tr><td>飼料調製施設</td><td>69 千円/㎡</td><td>105 千円/㎡</td></tr></table> ※特認事業費は知事が特に認める場合には、農政局長等と協議のうえ設定。 ②家畜導入事業の上限単価 妊娠牛 ：27.5 万円/頭以内 繁殖に供する雌牛：17.5 万円/頭以内 繁殖に供する雌豚：4 万円/頭 〔経費負担割合〕 国 1/2 以内（施設整備事業：上限補助額 500,000 千円/年度）			整備施設		基準事業費	特認事業費	家畜飼養管理施設	肉用牛舎	48 千円/㎡	73 千円/㎡	乳用牛舎	80 千円/㎡	120 千円/㎡	一般豚舎	69 千円/㎡	106 千円/㎡	分娩豚舎	69 千円/㎡	106 千円/㎡	ウィンドレス鶏舎	68 千円/㎡	104 千円/㎡	家畜排せつ物施設	堆肥舎 500㎡未満	71 千円/㎡	107 千円/㎡	〃 500㎡以上	67 千円/㎡	102 千円/㎡	尿貯留施設 1,000 ㎡未満	55 千円/㎡	83 千円/㎡	〃 1,000 ㎡以上	26 千円/㎡	40 千円/㎡	自給飼料関連施設	バンカーサイロ	10 千円/㎡	16 千円/㎡	飼料原料保管施設	79 千円/㎡	119 千円/㎡	飼料調製施設	69 千円/㎡	105 千円/㎡
整備施設		基準事業費	特認事業費																																											
家畜飼養管理施設	肉用牛舎	48 千円/㎡	73 千円/㎡																																											
	乳用牛舎	80 千円/㎡	120 千円/㎡																																											
	一般豚舎	69 千円/㎡	106 千円/㎡																																											
	分娩豚舎	69 千円/㎡	106 千円/㎡																																											
	ウィンドレス鶏舎	68 千円/㎡	104 千円/㎡																																											
家畜排せつ物施設	堆肥舎 500㎡未満	71 千円/㎡	107 千円/㎡																																											
	〃 500㎡以上	67 千円/㎡	102 千円/㎡																																											
	尿貯留施設 1,000 ㎡未満	55 千円/㎡	83 千円/㎡																																											
	〃 1,000 ㎡以上	26 千円/㎡	40 千円/㎡																																											
自給飼料関連施設	バンカーサイロ	10 千円/㎡	16 千円/㎡																																											
	飼料原料保管施設	79 千円/㎡	119 千円/㎡																																											
	飼料調製施設	69 千円/㎡	105 千円/㎡																																											
問合せ先	◆畜産課 経営環境G TEL：029-301-3988																																													

地域の農畜産関係者全体で収益性を向上させたい（機械導入）

事業名	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）											
分類	【畜産】											
事業要旨	「総合的な TPP 関連政策大綱」に基づき、県内の畜産業の維持・発展を図るため、畜産農家をはじめとする地域の関係者が連携し、一体となって地域全体で収益性向上を図ろうとする取組を支援します。											
事業概要	〔事業主体（事業対象）〕 畜産農家、農業協同組合、農業協同組合連合会、公社、農事組合法人 等 〔事業内容〕 1 畜産経営等強化支援事業 畜産クラスター計画に基づく取り組みを行う者が生産コストの低減、畜産物等の高付加価値化、畜産物等の新規需要の創出及び飼料自給率の向上を通じた畜産経営の収益性の向上等に必要な機械装置を導入する場合及び飼料生産組織が飼料自給率の向上及び経営の高度化に必要な機械装置を導入する場合に、その負担の軽減を図るために行う当該機械装置の導入に必要な経費の一部補助 2 推進指導事業 1 の事業の円滑な推進を図るために行う事業推進会議の開催、事業の推進、指導、調査等 〔補助要件等〕 ・ 知事の認定を受けた畜産クラスター計画に基づく取組であること ・ 畜産クラスター協議会で中心的な経営体（取組主体）に位置づけられていること 〔対象経費〕 ・ 機械装置の購入又はリース事業者によるリース物件の取得に要する経費 ・ 事業推進会議の開催、事業の推進、指導、調査等に要する経費 〔補助対象経費・補助率〕 <table><tr><th>事業名</th><th>補助対象経費</th><th>補助率</th></tr><tr><td>1 畜産経営等強化支援事業</td><td>機械装置の購入又はリース事業者によるリース物件の取得に必要な経費</td><td>1/2 以内</td></tr><tr><td>2 推進指導事業</td><td>事業推進会議の開催、事業の推進、指導、調査等に要する経費</td><td>定額</td></tr></table> 〔経費負担割合〕 国 1/2 以内、定額			事業名	補助対象経費	補助率	1 畜産経営等強化支援事業	機械装置の購入又はリース事業者によるリース物件の取得に必要な経費	1/2 以内	2 推進指導事業	事業推進会議の開催、事業の推進、指導、調査等に要する経費	定額
事業名	補助対象経費	補助率										
1 畜産経営等強化支援事業	機械装置の購入又はリース事業者によるリース物件の取得に必要な経費	1/2 以内										
2 推進指導事業	事業推進会議の開催、事業の推進、指導、調査等に要する経費	定額										
問合せ先	◆畜産課 経営環境G TEL：029-301-3988 ◆（公社）茨城県畜産協会 TEL：029-231-7501											

国産飼料の安定供給を図りたい

事業名	飼料備蓄・増産流通合理化事業
分類	【畜産】
事業要旨	国産飼料の生産・利用拡大を図るため、飼料生産組織の人材確保・育成、国産濃厚飼料の生産・利用の推進等の取組を支援します。また、飼料の安定供給のため、飼料穀物の備蓄や飼料輸送の効率化の実証、配合飼料工場の事業再編に向けた調査等の取組を支援します。
事業概要	〔事業主体（事業対象）〕 飼料備蓄・増産流通合理化事業のうち 1 国産飼料増産対策事業：生産者集団、民間団体等 2 飼料穀物備蓄・流通合理化事業：配合飼料製造業者、協議会等 〔事業内容〕 1 国産飼料増産対策事業 飼料生産組織の人材確保・育成、国産濃厚飼料の生産・利用の推進等の取組を支援 2 飼料穀物備蓄・流通合理化事業 畜産農家へ安定的に配合飼料等を供給するための取組を支援 〔補助率〕 1 国産飼料増産対策事業：定額、1/2 以内 2 飼料穀物備蓄・流通合理化事業：定額、1/2 以内 等
問合せ先	◆農林水産省 畜産局飼料課 TEL：03-6744-7192

畜産経営に必要な設備を低利のリース方式で導入したい①

事業名	畜産関係施設リース事業（公益財団法人畜産近代化リース協会事業）
分類	【畜産】
事業要旨	畜産農家等が必要とする機械・施設を貸し付けます。
事業概要	〔事業主体（事業対象）〕 畜産農家 〔事業内容〕 ・貸付対象機械施設は、①飼料生産利用施設機械等、②家畜家きん飼養管理施設機械等、③家畜畜産物流通施設機械等となります。 ・建物や構築物などを除く、中古の機械（飼料生産利用施設等）も対象となります。（対象機械施設の詳細は、下記問合せ先までご確認ください。） 〔補助要件等〕 畜産業を営む農業者であること。 畜産農家への貸付は、農協や農協連等を通して行われます。 〔対象経費〕 機械等の導入に要する費用（リース料） 〔補助限度額・補助率〕 補助なし
問合せ先	◆畜産課 経営環境G TEL：029-301-3988

畜産経営に必要な設備を低利のリース方式で導入したい②

事業名	畜産高度化支援リース事業（alic 事業）
分類	【畜産】
事業要旨	家畜排せつ物の利活用の推進及び環境整備等に必要な機械・施設をリース方式で貸し付けます。
事業概要	〔事業主体（事業対象）〕 畜産農家 〔事業内容〕 畜産整備リース事業（経営リース） ・ ①家畜ふん尿処理施設等、②飼料の生産、給与施設等、③家畜飼養管理等施設等、④ 6 次産業化に関する施設等をリース方式で貸し付けます。 ・ 建築物や構造物を除き、中古機械についても対象となります。 （対象機械施設の詳細は、下記問合せ先までご確認ください。） 〔補助要件等〕 畜産業を営む農業者であること。 〔対象経費〕 機械・施設の導入に要する費用（リース料） 〔補助限度額・補助率〕 補助なし（認定農業者等は附加貸付料の低減措置を受けられます） リースに必要な保証保険料相当額、損害保険料相当額のみ国から支援があります。
問合せ先	◆畜産課 経営環境G TEL：029-301-3988

農場の防疫対策（防鳥ネット、消毒機器の整備など）に取り組みたい

事業名	農場防疫対策支援事業														
分類	【畜産】【機械・施設整備】【鳥獣被害対策】														
事業要旨	家畜伝染病の発生予防のため、地域一体となったねずみ等の野生動物の侵入防止・駆除等の研修会や、動力噴霧器、簡易消毒ゲートの整備など、農場防疫の向上のための取組を支援します。														
事業概要	〔事業主体（事業対象）〕 茨城県内の市町村、農業協同組合、市町村衛生指導協会等（自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体）、防疫対策の実施を目的とした生産者の組織する団体 〔事業内容〕 1 地域協議会の開催 当該地域における農場防疫に係る課題を把握し、必要な対策を検討するため、行政、家畜の所有者、獣医師等の関係者による地域協議会を開催します。 2 農場防疫対策の普及等 1の地域協議会の結果を踏まえ、地域が一体となったねずみの駆除、野生動物の侵入防止対策、消毒等の防疫対策の適切かつ効率的な実施方法について研修を行うなど、その普及を図るとともに、これらの対策の実施に必要な資材の整備を支援します。 〔補助要件等〕 1 地域協議会の開催 地域における農場防疫に係る課題の把握と必要な対策の検討 2 農場防疫対策の普及等 ・防疫能力が向上する防鳥ネットや動力噴霧器等の導入 ※単なる更新や補修は補助対象外となります。 ・事業実施主体による資材の整備及び管理 ・飼養頭数、使用頻度、衛生状況及び地域の実情等を勘案した適切な資材の整備 〔対象経費〕 ・防鳥ネットの設置、動力噴霧器の整備等の資材整備に必要な経費 ・ねずみ駆除対策は、地域協議会が実施するねずみの駆除に関する研修会に必要な経費（研修の開催に必要な消耗品、殺鼠剤やねずみ取り（罠・粘着シート）を含む） 〔補助限度額・補助率〕 1/2 以内（予算の範囲内）														
問合せ先	◆畜産課 家畜衛生対策室 TEL：029-301-3982 ◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 畜産振興課 <table><tr><td>県北</td><td>0294-87-6680</td><td>県央</td><td>029-231-0476</td><td>鹿行</td><td>0291-33-4118</td></tr><tr><td>県南</td><td>029-822-8521</td><td>県西</td><td>0296-24-9166</td><td></td><td></td></tr></table>			県北	0294-87-6680	県央	029-231-0476	鹿行	0291-33-4118	県南	029-822-8521	県西	0296-24-9166		
県北	0294-87-6680	県央	029-231-0476	鹿行	0291-33-4118										
県南	029-822-8521	県西	0296-24-9166												

家畜排せつ物を堆肥化したい、良質な家畜ふん堆肥等を流通・利用したい

事業名	良質堆肥広域流通促進事業														
分類	【畜産】														
事業要旨	霞ヶ浦・涸沼流域内の畜産農家及び家畜排せつ物を堆肥化・利用する耕種農家に対し、家畜排せつ物処理施設の整備・補改修の支援や、良質な堆肥を流域外で利用を促進することで、畜産農家での効率的な処理と霞ヶ浦・涸沼への負荷低減を図ります。														
事業概要	〔事業主体（事業対象）〕 - 対象事業 1～3 霞ヶ浦・涸沼流域内の畜産農家 1 戸以上、流域外の耕種農家 2 戸以上からなる営農集団 - 対象事業 4 霞ヶ浦・涸沼流域内の畜産農家、家畜排せつ物を堆肥化・利用する耕種農家等 〔対象事業〕 - 堆肥利用実証ほ設置に対する奨励金 - 堆肥利用実証ほへの堆肥輸送費支援 - 堆肥散布機の導入補助 - 家畜排せつ物処理施設の整備・補改修及び機械の導入に対する補助 〔補助要件等〕 - 畜産農家の畜舎が霞ヶ浦・涸沼流域内に所在すること。 - 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則第 1 条第 2 項に基づく頭羽数を超える飼養をしていること。（牛 10 頭以上、豚 100 頭以上 等） - 家畜排せつ物法第 4 条に基づく指導を受けてないこと。 - 家畜排せつ物の適正な管理により良質な堆肥の生産と有効利用がされていること。 〔対象経費〕 当該事業を実施するのに要する経費 〔補助率〕 1、2 の事業 定額 ※ただし、栽培作物、輸送距離により異なる 3、4 の事業 1/2 以内 〔対象経費、補助限度額・補助率〕 <table><tr><th>事業名</th><th>補助率</th></tr><tr><td>1 堆肥等利用実証ほ奨励金</td><td>定額</td></tr><tr><td>2 堆肥等の輸送費支援</td><td>定額</td></tr><tr><td>3 堆肥等散布機導入補助</td><td>1/2 以内</td></tr><tr><td>4 家畜排せつ物処理施設の整備・補改修及び機械の導入補助</td><td>1/2 以内</td></tr></table>			事業名	補助率	1 堆肥等利用実証ほ奨励金	定額	2 堆肥等の輸送費支援	定額	3 堆肥等散布機導入補助	1/2 以内	4 家畜排せつ物処理施設の整備・補改修及び機械の導入補助	1/2 以内		
事業名	補助率														
1 堆肥等利用実証ほ奨励金	定額														
2 堆肥等の輸送費支援	定額														
3 堆肥等散布機導入補助	1/2 以内														
4 家畜排せつ物処理施設の整備・補改修及び機械の導入補助	1/2 以内														
問合せ先	◆畜産課 経営環境 G TEL:029-301-3988 ◆（公社）茨城県畜産協会 TEL:029-232-2277 ◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 畜産振興課 <table><tr><td>県北</td><td>0294-87-6680</td><td>県央</td><td>029-231-0476</td><td>鹿行</td><td>0291-33-4118</td></tr><tr><td>県南</td><td>029-822-8521</td><td>県西</td><td>0296-24-9166</td><td></td><td></td></tr></table>			県北	0294-87-6680	県央	029-231-0476	鹿行	0291-33-4118	県南	029-822-8521	県西	0296-24-9166		
県北	0294-87-6680	県央	029-231-0476	鹿行	0291-33-4118										
県南	029-822-8521	県西	0296-24-9166												

堆肥の生産・流通促進や高度な畜産環境対策をしたい

事業名	畜産環境対策総合支援事業												
分類	【畜産】												
事業要旨	堆肥の高品質化やペレット化など「土づくり堆肥」の生産・流通の促進により、家畜排せつ物の地域偏在を解消する取組を支援するとともに、悪臭防止や汚水処理について高度な畜産環境対策を実施することで、畜産環境問題の解決を図ります。												
事業概要	〔事業主体（事業対象）〕 畜産農家、農業協同組合、農業協同組合連合会、公社、農事組合法人 等 〔事業内容〕 - 畜産堆肥流通体制支援事業 環境負荷低減の取組に対する理解情勢を図るための検討会の開催やコンサルタントによる改善指導等の取組に必要な経費 - 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業 堆肥等のニーズ把握や生産方法の検討、広域流通等の促進を図るための協議会の開催、堆肥・液肥の成分分析、取組主体が行う堆肥造粒機等の導入を支援 - 畜産・土づくり施設等導入支援事業 堆肥・液肥の高品質化、ペレット化等に係る施設等の整備、補改修を支援 - 畜産環境対策推進体制支援事業 高度な畜産環境対策の実施方法の検討等を行うための協議会の開催、臭気の測定又は排水の水質検査を支援 - 畜産環境関連施設等導入支援事業 高度な畜産環境対策を実施するための施設等の整備、補改修を支援 〔補助要件等〕 - 畜産クラスター計画に準ずる目標を定めていること - 畜産クラスター協議会又は、畜産を営む者の他、地方公共団体、外部支援組織、農業者の組織する団体、耕種農家、肥料業者等のうち2者以上の異なる役割を担うものが参加する協議会であること。 〔対象経費、補助限度額・補助率〕 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業名</th><th style="text-align: center;">補助率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 畜産堆肥流通体制支援事業</td><td>定額</td></tr> <tr> <td>2 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業</td><td>定額、1/2 以内</td></tr> <tr> <td>3 畜産・土づくり施設等導入支援事業</td><td>1/2 以内^{※1、2}</td></tr> <tr> <td>4 畜産環境対策推進体制支援事業</td><td>定額</td></tr> <tr> <td>5 畜産環境関連施設等導入支援事業</td><td>1/2 以内^{※2}</td></tr> </tbody> </table> ※1 堆肥化处理施設については上限事業費を 500 m²未満は 71 千円/m²、500 m²以上は 67 千円/m²とする。 ※2 液肥化处理施設については、上限事業費を 1,000 m³未満は 55 千円/m³、1,000 m³以上は 26 千円/m³とする。	事業名	補助率	1 畜産堆肥流通体制支援事業	定額	2 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業	定額、1/2 以内	3 畜産・土づくり施設等導入支援事業	1/2 以内 ^{※1、2}	4 畜産環境対策推進体制支援事業	定額	5 畜産環境関連施設等導入支援事業	1/2 以内 ^{※2}
事業名	補助率												
1 畜産堆肥流通体制支援事業	定額												
2 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業	定額、1/2 以内												
3 畜産・土づくり施設等導入支援事業	1/2 以内 ^{※1、2}												
4 畜産環境対策推進体制支援事業	定額												
5 畜産環境関連施設等導入支援事業	1/2 以内 ^{※2}												
問合せ先	◆畜産課 経営環境G TEL：029-301-3988												

家畜排せつ物処理施設（堆肥舎等）を補修したい

事業名	堆肥舎等長寿命化推進事業（alic 事業）
分類	【畜産】
事業要旨	経年劣化した堆肥舎等の長寿命化を図るため、地域の実情に応じた堆肥舎等の補修の実証を支援します。
事業概要	〔事業主体（事業対象）〕 ・畜産農家 3 戸以上の集団（事業内容 1 の場合） ・堆肥センター（事業内容 2 の場合） 〔事業内容〕 1 堆肥舎等の長寿命化のための補修の実証、簡易な堆肥化処理施設の整備支援 （1）地域における堆肥舎等の長寿命化のための補修等の実証に係る調査、検討等 （2）堆肥舎等の長寿命化のための補修の実証の取組に必要な資材の提供 （3）簡易な堆肥化処理施設の整備の実証の取組に必要な資材の提供 2 地域における家畜排せつ物の処理の拠点となっている堆肥センターの長寿命化推進支援 （1）堆肥センターの経年劣化の状況把握のための老朽度調査の実施 （2）（1）を踏まえた堆肥センターの補改修方法の検討及び補改修計画の策定 （3）地域に複数の堆肥センターがある場合の再編合理化の検討及び再編合理化計画の策定 （4）（1）から（3）までを踏まえた堆肥センターの収益性向上計画（当該施設の修繕及び更新等に要する資金の計画的な確保のための積立計画を含む。）の策定 〔補助要件等〕 1 堆肥舎等の長寿命化のための補修の実証、簡易な堆肥化処理施設の整備支援 ・実証に取組む畜産農家と同一の畜種を使用する畜産農家 3 戸以上が参加する集団であること。 ・事業内容 1 の（2）の取組については、機械・装置は含まないこと。 等 2 地域における家畜排せつ物の処理の拠点となっている堆肥センターの長寿命化推進支援 ・堆肥センターの設置者、利用者等が参加する集団等であること。 等 〔対象経費〕 上記事業実施に要する経費 〔補助限度額・補助率〕 ・ 1（2）（3）：1/2 以内。 （ただし、1 m²当たり（2）は 10 千円を、（3）は 29 千円を上限とする。） ・その他事業：定額
問合せ先	◆畜産課 経営環境 G TEL：029-301-3988

配合飼料購入価格高騰の影響を緩和したい

事業名	畜産経営安定対策等（配合飼料価格安定制度）
分類	【畜産】
事業要旨	配合飼料価格高騰時の畜産農家への影響緩和のため、畜産農家、配合飼料メーカー、国の拠出による基金制度を立上げ、配合飼料価格の上昇幅に応じた補填金を畜産農家に交付します。
事業概要	〔事業主体〕 畜産農家 〔事業対象〕 通常補填の基金積立者 〔事業内容〕 - 通常補填 配合飼料メーカー：畜産農家＝２：１の積立割合により基金を造成し、当該基金を財源として、配合飼料価格の上昇幅に応じて補填金を畜産農家に交付します。 - 異常補填 配合飼料メーカー：国＝１：１の積立割合により基金を造成し、配合飼料価格の上昇率が一定基準以上となった場合、当該基金を財源として通常補填を補足するために畜産農家に交付します。 〔補助要件等〕 - 通常補填 配合飼料の輸入原料価格が直前１年間の平均を上回った場合、その差額（当該四半期の輸入原料価格－直前１年間平均輸入原料価格）が交付されます。 但し、異常補填発動時は、異常補填の交付額を控除した額が交付されます。 - 異常補填 配合飼料の輸入原料価格が直前１年間の平均と比べて１１５％を超えて上昇した場合に、その超えた額が交付されます。
問合せ先	◆茨城県畜産課 生産振興Ｇ TEL：０２９－３０１－３９９３ ◆一般社団法人茨城県配合飼料価格安定基金協会 TEL：０２９－２２６－８５８９

高能力な肉用繁殖雌牛を保留したい・受精卵で肉用子牛を生産したい

事業名	高品質常陸牛生産対策事業																
分類	【畜産】																
事業要旨	オレイン酸割合や小ザシ等の和牛のおいしさに関連する遺伝的能力の評価及びその評価値に基づき選定した、高能力な和牛繁殖雌牛を保留・導入する取組を支援します。 また、オレイン酸割合に関する遺伝的能力の高い和牛受精卵を乳用牛等に移植して子牛を生産する取組を支援します。																
事業概要	〔事業主体（事業対象）〕 畜産農家等 〔事業内容〕 1 遺伝的能力評価に基づく雌子牛の保留及び導入支援 2 ゲノミック評価支援 3 乳用牛等の借り腹と和牛受精卵を活用した子牛生産支援 〔補助要件等〕 1 遺伝的能力評価に基づく雌子牛の保留及び導入支援 ・対象牛は、ゲノミック育種価等が一定基準以上であること ・補助を受けた雌牛から生産された子牛は、県内市場への上場又は自家保留等により県内に流通させること 等 2 ゲノミック評価支援 ・（一社）家畜改良事業団が実施するゲノミック評価で、枝肉6形質及び脂肪酸組成形成質の評価と併せて、SNP検査（小ザシ育種価評価用）を実施すること ・対象牛は繁殖雌牛として自家保留するか、県内の家畜市場に上場すること 等 3 乳牛等の借腹と和牛受精卵を活用した増産支援 ・移植する和牛受精卵は、オレイン酸割合等の育種価が一定基準以上であること ・和牛受精卵を移植後に妊娠を確認できること 等 〔対象経費〕 1 オレイン酸割合や小ザシ等の遺伝的能力に優れた雌子牛の自家保留及び県内保留、県外導入に係る経費 2 ゲノミック評価に係る経費 3 乳牛等の借腹とオレイン酸割合の遺伝的能力に優れた和牛受精卵を活用した子牛生産の取組経費 〔補助限度額・補助率〕 1 1/2 以内（上限 30 万円/頭） 2 定額 2 万円/頭 3 定額 10 万円/頭																
問合せ先	◆畜産課 生産振興G TEL：029-301-3993 ◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 畜産振興課 <table><tr><td>県北</td><td>0294-87-6680</td><td>県央</td><td>029-231-0476</td><td>鹿行</td><td>0291-33-4118</td></tr><tr><td>県南</td><td>029-822-8521</td><td>県西</td><td>0296-24-9166</td><td></td><td></td></tr></table>					県北	0294-87-6680	県央	029-231-0476	鹿行	0291-33-4118	県南	029-822-8521	県西	0296-24-9166		
県北	0294-87-6680	県央	029-231-0476	鹿行	0291-33-4118												
県南	029-822-8521	県西	0296-24-9166														

肉用繁殖雌牛を更新したい

事業名	優良繁殖雌牛更新加速化事業（肉用牛）							
分類	【畜産】							
事業要旨	優良な若い繁殖雌牛への更新を加速化させるため、畜産クラスター計画に位置づけられた生産者が高齢繁殖雌牛を出荷し、優良な繁殖雌牛を導入する場合に、奨励金が交付されます。							
事業概要	〔事業主体〕 農協等 〔事業対象〕 畜産クラスター計画に位置づけられた取組主体の構成員 〔事業内容〕 ・生産者が、畜産クラスター計画に基づき、高齢の繁殖雌牛から優良な繁殖雌牛に更新する場合、更新実績に応じた奨励金を交付（上限 25 頭） ・遺伝的多様性に配慮するため、特に希少な父牛に由来する繁殖雌牛への更新を手厚く支援し推進することとし、以下の単価を設定（黒毛和種のみ） 〔補助限度額・補助率〕<table><tr><td></td><td>優良な繁殖雌牛</td><td>希少な種雄牛を父牛とする繁殖雌牛</td></tr><tr><td>奨励金</td><td>10 万円/頭</td><td>15 万円/頭</td></tr></table> 〔補助要件等〕 ・期間内（令和 8 年 1 月 1 日～12 月 31 日）において、高齢の繁殖雌牛を出荷し、優良な繁殖雌牛を導入すること （繁殖雌牛の品種は黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種に限る） <出荷する繁殖雌牛の要件> ・出荷時点で満 10 歳（120 か月齢）以上 （令和 8 年 12 月 31 日以前から飼養している牛に限る） <導入牛の要件> ・繁殖目的に飼養されている和牛 ・令和 8 年 12 月 31 日時点で満 9 か月齢以上かつ導入時点で満 14 か月齢未満（初妊牛の場合、この限りではない） ・脂肪交雑以外の枝肉形質（枝肉重量、バラの厚さ、ロース芯面積、歩留基準値、皮下脂肪厚）のうち 2 形質について、育種価又は期待育種価が生産県の上位 1/2 以内（要件となる形質に MUFA もしくはオレイン酸を追加することも可能）			優良な繁殖雌牛	希少な種雄牛を父牛とする繁殖雌牛	奨励金	10 万円/頭	15 万円/頭
	優良な繁殖雌牛	希少な種雄牛を父牛とする繁殖雌牛						
奨励金	10 万円/頭	15 万円/頭						
問合せ先	◆ 畜産課 生産振興 G TEL：029-301-3993 ◆ （公社）茨城県畜産協会 TEL：029-232-2277							

肉用繁殖雌牛の簡易牛舎等の施設を整備したい

事業名	肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛生産基盤強化対策）
分類	【畜産】
事業要旨	繁殖雌牛を増頭するための簡易牛舎等の整備を支援します。
事業概要	〔事業主体（事業対象）〕 農協等 〔事業内容〕 簡易牛舎等の整備 〔補助要件等〕 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎、器具機材（スタンション等）の整備 （木造・パイプハウス牛舎 500 ㎡以下、鉄骨牛舎 200 ㎡以下） 〔補助限度額・補助率〕 機構 1/2、実施主体 1/2 定額（簡易牛舎上限 29 千円/㎡）
問合せ先	◆畜産課 生産振興G TEL：029-301-3993 ◆（公社）茨城県畜産協会 TEL：029-232-2277

肉用牛経営の安定を図りたい

事業名	肉用牛経営安定対策事業（alic 事業）												
分類	【畜産】												
事業要旨	肉用子牛価格が保証基準価格等を下回った場合に、肉用子牛生産者に対して補給金を交付します。 肉用牛肥育経営において、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、積立金から差額の 9 割を交付金として交付します。												
事業概要	〔事業主体〕 肉用牛飼養農家 〔事業内容〕 （１）肉用子牛生産者補給金制度 肉用子牛の平均売買価格が、国が定める保証基準価格を下回った場合に、販売又は自家保留された肉用子牛を対象として、補給金を交付します。 さらに、平均売買価格が、国が定める合理化目標価格を下回った場合に、国・県・肉用子牛生産者の積立金（国：県：生産者＝２：１：１）から、下回った額の 9/10 を補給金として交付します。 - 令和 2 ～ 6 年度肉用子牛生産者積立金額 黒毛和種 1,600 円 乳用種 6,800 円 交雑種 3,200 円 - 事業手続き 公益社団法人茨城県畜産協会に直接申し込みます。 <table><tr><td>対象品種</td><td>黒毛和種</td><td>乳用種</td><td>交 雑 種</td></tr><tr><td>R 7 保証基準価格</td><td>574,000 円／頭</td><td>164,000 円／頭</td><td>274,000 円／頭</td></tr><tr><td>R 7 合理化目標価格</td><td>446,000 円／頭</td><td>110,000 円／頭</td><td>216,000 円／頭</td></tr></table> （２）肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン） 標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、国・肥育牛生産者の積立金（国：生産者＝３：１）から、下回った額の 9 割を補填金として交付します。 - 事業実施期間 令和 7 年度～令和 9 年度（３年間）	対象品種	黒毛和種	乳用種	交 雑 種	R 7 保証基準価格	574,000 円／頭	164,000 円／頭	274,000 円／頭	R 7 合理化目標価格	446,000 円／頭	110,000 円／頭	216,000 円／頭
対象品種	黒毛和種	乳用種	交 雑 種										
R 7 保証基準価格	574,000 円／頭	164,000 円／頭	274,000 円／頭										
R 7 合理化目標価格	446,000 円／頭	110,000 円／頭	216,000 円／頭										
問合せ先	◆ 畜産課 経営環境 G TEL：029-301-3988 ◆（公社）茨城県畜産協会 TEL：029-232-2277												

繁殖和牛経営を学びたい

事業名	新規繁殖和牛経営入門講座
分類	【畜産】【新規就農、企業参入】
事業要旨	新規で繁殖和牛経営を希望する者を対象に、講義と実習をすることで、県内における繁殖和牛生産基盤を強化します。
事業概要	〔事業主体〕 茨城県、公益社団法人茨城県畜産協会、茨城県肉用牛生産者協会 〔対象者・募集人数〕 (1) 対象者 ・肉用牛の飼育に興味があり、将来茨城県で就農（肉用牛経営）を希望する者 ・既に畜産経営（肉用牛肥育経営、酪農等）を行っているが、新たに繁殖和牛の導入を希望する者 (2) 募集人数 10 名程度 〔事業内容〕 農家体験実習、基礎講座（講義）、家畜市場見学、意見交換等 〔日程等〕 ・募集期間 令和 8 年 5 月中旬～ 6 月下旬まで ・申込先 茨城県畜産センター 企画情報室 ・開講期間 令和 8 年 7 月中旬～令和 8 年 12 月 全 5 回講座 ・開催場所 茨城県畜産センター肉用牛研究所（常陸大宮市） 県内の繁殖和牛経営農家 等 〔対象経費〕 受講料無料 ただし、実習等で必要となる経費（農家体験時の傷害保険料、交流会の参加費・宿泊費等）は受講者が負担
問合せ先	◆畜産課 生産振興 G TEL：029-301-3993

乳用雌牛を導入したい

事業名	家畜生産性向上対策事業（乳用雌牛導入支援分）
分類	【畜産】
事業要旨	家族経営を中心とした酪農家が、乳用後継牛を確保するための乳用雌牛の導入経費の一部を助成します。
事業概要	〔事業主体（事業対象）〕 茨城県酪農業協同組合連合会 〔事業内容〕 1 地域内流通マッチングシステムの構築 家族経営体等を中心として、県内で生産された乳用雌牛（県内子牛等）を地域内流通するためのマッチングシステムを構築 2 酪農家（家族経営等）への乳用雌牛の導入支援 酪農家（家族経営体等）が、乳用後継牛を確保するために行う①乳用雌牛（県内子牛）や②乳用雌牛（妊娠牛）の導入経費の一部を助成 3 乳用雌牛の円滑な継承の推進 生乳出荷中止又は経営規模を縮小する酪農経営体からの乳用雌牛の継承支援 〔補助要件等〕 2 乳用後継牛を導入し、生乳生産基盤の強化が図れること 3 12～72 か月齢までの乳用牛とし、継承後 1 か月以上の飼養を行うこと 〔対象経費〕 1 マッチング補助費 2 繁殖雌牛の導入に要する経費 3 継承牛の導入に要する経費 〔補助限度額・補助率〕 1 1/2 以内 2 ①定額（50 千円/頭） ②定額（100 千円/頭） 3 定額（16 千円/頭）
問合せ先	◆畜産課 生産振興 G TEL：029-301-3993 ◆茨城県酪農業協同組合連合会 TEL：029-224-6711

持続的な酪農経営のために強健な乳用牛を生産したい

事業名	乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業
分類	【畜産】
事業要旨	乳牛の育成・導入費、飼料費等のコストや環境負荷の低減に資する持続的な酪農経営への移行を推進するため、従来型の乳量偏重の乳用牛から、長命連産性に重きを置いた強健な乳用牛への牛群構成の転換や適切な飼養管理の普及促進の取組等を支援します。
事業概要	〔事業主体（事業対象）〕 農業協同組合、農業協同組合連合会等 〔事業内容〕 1 乳用牛長命連産性等向上支援事業 （1）長命連産性等向上計画の取りまとめ及び策定 （2）長命連産性等向上精液等を利用する経営体への奨励金交付 2 乳用牛長命連産性等向上支援推進事業 1 の事業の円滑な推進のための会議の開催、現地調査等を支援 3 乳用牛飼養管理技術向上事業 - 長命連産性向上に資する飼養管理に取り組む酪農経営体等が活用できる資料等の作成、情報発信、講習会等の実施を支援 〔補助要件等〕 （1）本事業に参加する酪農経営体は、牛群長命連産性等向上計画を策定すること。 （2）本計画は、以下の要件を満たす計画であること。 ①自ら所有又は今後、搾乳牛として所有することが確実に見込まれる乳用牛を利用して、乳用種後継牛の生産を行う予定であること ②①で行う乳用種後継牛の生産は、長命連産性等向上精液等による人工授精等によるものを含むこと。 〔補助限度額・補助率〕 1 （1）定額、 （2）定額（9千円以内/回、1頭につき2回まで） または（6千円以内/回、1頭につき2回まで） 2 定額 3 定額
問合せ先	◆茨城県酪農業協同組合連合会 TEL：029-224-6711 ◆畜産課 生産振興G TEL：029-301-3993

酪農や肉用牛生産における労働負担軽減・省力化を図りたい

事業名	1 ICT 化等機械装置等導入事業 2 酪農経営支援総合対策事業（酪農労働力省力化対策事業）（ALIC 事業）
分類	【畜産】
事業要旨	中小・家族経営体の肉用牛農家・酪農家の労働負担軽減のため、省力化機械装置の導入と一体的な施設の整備を支援します。
事業概要	〔事業主体〕 1 畜産 ICT 応援会議（畜産経営体、畜産関係団体等が参画する会議） 2 楽酪応援会議（酪農経営体、畜産関係団体等が参画する会議） 〔事業内容〕 1 ICT 化等機械装置等導入事業 省力化機械装置導入事業の実施 2 酪農労働力省力化対策事業 機械装置の導入及び機械装置と一体的な施設整備の実施 〔補助要件等〕※経営体に対する飼養規模の上限あり 1 ICT 化等機械装置等導入事業 酪農経営の場合：経産牛頭数 120 頭以下 肉用牛繁殖経営の場合：24 か月齢以上の繁殖雌牛 100 頭以下 肉用牛（肥育・一貫）経営の場合：全飼養頭数 200 頭以下 2 酪農労働力省力化対策事業 経産牛頭数 220 頭以下 〔対象経費〕 1 ICT 化等機械装置等導入事業 機械装置：搾乳ロボット、ミルキングパーラー、餌寄せロボット等 施設整備：「スマート農業技術活用促進法」に基づき生産方式革新実施計画の認定を受けた機械装置の導入に伴う一体的な施設整備（補改修）について支援 2 酪農労働力省力化対策事業 機械装置：搾乳ロボット、ミルキングパーラー、ほ乳ロボット等 施設整備：省力化機械装置導入のために必要となる施設整備、補改修、増築等 〔補助率〕 1 1/2 以内 機械装置導入 上限 30,000 千円/経営体 施設整備 上限 50,000 千円/経営体 2 1/2 以内 機械装置導入 上限 40,000 千円/経営体 施設整備 施設整備を必要とする機械装置本体価格の 1/2 が上限（40,000 千円/経営体）
問合せ先	◆畜産課 生産振興 G TEL：029-301-3993 ◆茨城県酪農業協同組合連合会 TEL：029-224-6711

酪農向け乳用種子牛の損耗防止・後継者への支援をしたい

事業名	酪農経営支援総合対策事業（ALIC 事業）
分類	【畜産】
事業要旨	地域の実状に応じた後継牛確保や乳用牛の供用期間の延長、猛暑等にも対応可能な繁殖・飼養・衛生管理技術の向上等のための取組等を支援します。
事業概要	〔事業主体（事業対象）〕 生産者集団等 〔事業内容〕 - 後継牛確保のための環境整備 - 後継牛確保対策の推進 牛舎改築資材、簡易牛舎、搾乳ロボット等の共同購入やリース会社からの借受等を支援 - つなぎ牛舎の改良 牛床延長、既存繫留具改良のための資材等の共同購入、リース会社からの借受等を支援 - 飼養環境の改善 牛舎の環境改善のための飼養管理資材の共同購入、リース会社からの借受等を支援 - 暑熱対策の推進 暑熱対策資材又は機器の共同購入、リース会社からの借受等を支援 - 供用期間の延長支援 分娩準備牛への削蹄や乳房炎治療、乳房炎ワクチンの接種を支援 - 乳用育成牛の事故率の低減 育成牛の呼吸器系及び消化器系の疾病、ボツリヌス症予防のためのワクチン接種を支援 - 自給飼料の不作に対する代替飼料の共同購入支援 飼料作物生育不良時の代替粗飼料の共同購入及び酪農経営体への供給等を支援 〔補助率〕 （１）～（４） 1/2 以内 （５） 定額（１頭当たり１千円以内） - 定額（１頭当たり１千円以内） - 定額（代替飼料１kg 当たり５円以内）
問合せ先	◆茨城県酪農業協同組合連合会 TEL：029-224-6711 ◆畜産課 生産振興 G TEL：029-301-3993

県で造成した系統豚を導入したい

事業名	銘柄畜産物ブランド支援事業（県産銘柄豚支援対策（高品質化支援））
分類	【畜産】
事業要旨	系統豚を活用した豚肉の高品質化を図りたい養豚農家が、県畜産センター養豚研究所で造成した系統豚「ローズ D-1」を導入する場合に支援します。
事業概要	〔事業主体〕 （公社）茨城県畜産協会 〔事業対象〕 県内養豚農家 〔事業内容〕 県畜産センター養豚研究所で造成した系統豚「ローズ D-1」を導入した農家に対して導入費を補助します。 〔補助要件等〕 補助を受けようとする者は、導入種豚の活用状況を県畜産センター養豚研究所に報告すること。 〔対象経費〕 「ローズ D-1」の導入に要する経費（一部助成） 〔補助限度額・補助率〕 導入豚の体重 1 kg 当たり 200 円を上限（予算の範囲内） ローズ D-1 とは 茨城県畜産センター養豚研究所で造成したデュロック種の系統豚です。筋肉内脂肪含量が 5.1% と高く、特徴ある豚肉の生産が期待できます。 系統豚は、数世代選抜し閉鎖系群育種により遺伝的に固定化した豚群です。
問合せ先	◆（公社）茨城県畜産協会 TEL：029-231-7501

肥育豚経営の安定を図りたい

事業名	肉豚経営安定交付金制度（alic 事業）
分類	【畜産】
事業要旨	肉豚の標準的生産費（ともに全国平均）を下回った場合に、差額の 9 割を交付金として交付し、養豚経営の安定を図ります。
事業概要	〔事業主体（事業対象）〕 養豚農家 〔事業内容〕 (1) 事業の仕組み 四半期毎に粗収益と生産コストを計算し、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、養豚農家と農畜産業振興機構の積立金（積立割合は農家：機構＝1：3）から、その差額の 9 割を交付金として交付します。 3 年ごとの業務対象年間終了後、農家積立金に残額が生じた場合には、無事戻しを行います。 (2) 事業手続き 農畜産業振興機構に直接申し込み。 ※書類の作成事務等を（公社）茨城県畜産協会に委託可能。 （県は、畜産協会に対して事務費の一部を助成：畜産経営指導体制円滑化推進事業費補助） 〔補助要件〕 肉豚生産者 ※ただし、資本金の額が 3 億円を超え、かつ、従業員の数が 300 人を超える会社などは除く。
問合せ先	◆畜産課 経営環境 G TEL：029-301-3988 ◆（公社）茨城県畜産協会 TEL：029-232-2277

採卵養鶏経営の安定を図りたい

事業名	鶏卵生産者経営安定対策事業（一般社団法人日本養鶏協会）
分類	【畜産】
事業要旨	鶏卵価格が低落した場合に価格差補填を行うとともに、更に価格が低落した際には、鶏卵価格と採卵養鶏経営の安定を図るため、成鶏の更新に当たり長期の空舎期間を設けて需給改善を図る取組に対して支援を行います。
事業概要	〔事業主体〕 一般社団法人日本養鶏協会 〔事業対象〕 成鶏（採卵鶏）を飼養する生産者 〔事業内容、補助要件等〕 1 鶏卵価格差補填事業 鶏卵の毎月の標準取引価格が補填基準価格を下回った場合、その差額（補填基準価格と安定基準価格の差額を上限とする。）の9割を補てんする。 2 成鶏更新・空舎延長事業 鶏卵の日々の標準取引価格が安定基準価格を下回った場合、その下回る日の30日（10万羽未満の飼養生産者は40日）前から上回る日の前日までに、成鶏を出荷し、その後60日以上鶏舎を空ける取組に対し、奨励金を交付します。 ○奨励金単価 ※（ ）内は10万羽未満飼養生産者 ・空舎期間60日以上90日未満 210円/羽（310円/羽） ・空舎期間90日以上120日未満 420円/羽（620円/羽） ・空舎期間120日以上150日未満 630円/羽（930円/羽） ・食鳥処理場への奨励金 47円/羽
問合せ先	◆一般社団法人日本養鶏協会 TEL：03-3297-5515

長期・低利な融資に借り換えたい

事業名	畜産リノベ資金・酪肉支援資金
分類	【畜産】【融資】【経営改善、技術習得、人材確保】
事業要旨	1 畜産リノベ資金 経営指導とセットで、畜産経営における借入金のうち、毎年の返済金額の不足分を限度額として、長期・低利で借換を行うことができます。 2 酪肉支援資金 酪農・肉用牛経営における3年分の返済金額を限度額として、長期・低利で借換を行うことができます。
事業概要	【事業主体（事業対象）】 1 畜産リノベ資金 専門家による経営指導により抜本的な経営改善を図る酪農・肉用牛、養豚農家 2 酪肉支援資金 継続的な経営指導は必要としないものの一時的な資金繰りが必要な酪農・肉用牛農家 【事業内容】 1 畜産リノベ資金 経営指導とセットで、毎年の返済金額の不足分を限度として、長期・低利での借換融資が受けられます。 ◇償還期限 肉用牛・酪農：25年以内（据置5年以内） 養豚：15年以内（据置5年以内） ◇借入金利 2.70%（令和8年2月19日現在） 2 酪肉支援資金 酪農・肉用牛経営における3年分の返済金額を限度額として、長期・低利での借換融資が受けられます。 ◇償還期限 25年以内（据置5年以内） ◇借入金利 2.70%（令和8年2月19日現在）
問合せ先	◆畜産課 経営環境G TEL：029-301-3977